
第2次相生市 都市計画マスタープラン

平成29年3月

相生市

目 次

| | | |
|------------|----------------------|----|
| 第 1 | 都市計画マスタープランとは | |
| 1 | 都市計画マスタープラン策定の役割 | 1 |
| 2 | 都市計画マスタープランの構成 | 3 |
| 3 | 相生市の概況 | 4 |
| 4 | まちづくりに対する市民意識 | 9 |
| | | |
| 第 2 | 全体構想 | |
| 1 | 目指すべき都市像 | 13 |
| 2 | 都市づくりのテーマ | 13 |
| 3 | 都市づくりの課題 | 14 |
| 4 | 将来の都市構造 | 18 |
| 5 | 分野別方針 | 20 |
| | | |
| 第 3 | 地域別構想 | |
| 1 | 地域区分の考え方 | 28 |
| 2 | 地域別まちづくりの方針 | 29 |
| | | |
| 第 4 | 都市づくりの推進方策 | |
| 1 | 協働によるまちづくりの推進 | 60 |
| 2 | 効率的な都市計画行政の推進 | 61 |
| 3 | 都市計画マスタープランの進行管理 | 61 |

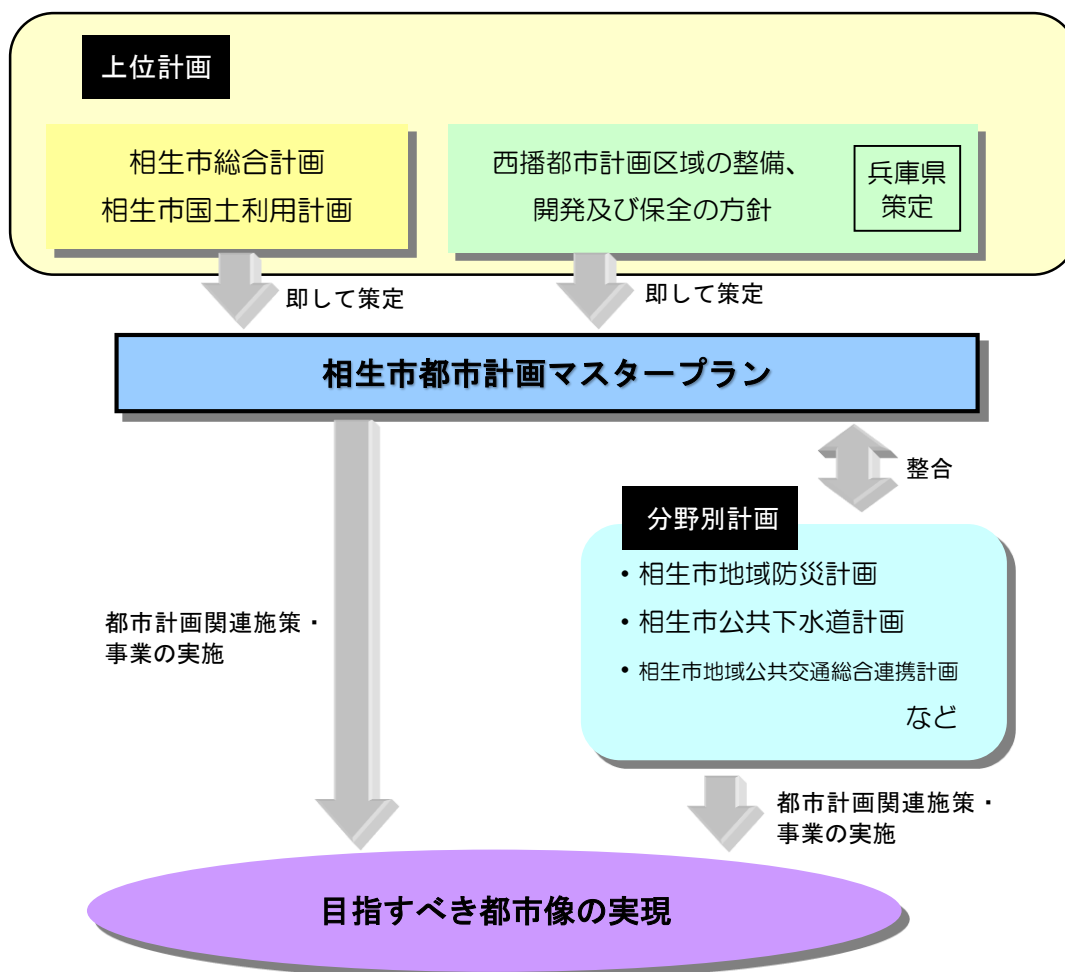
第1 都市計画マスタープランとは

1 都市計画マスタープラン策定の役割

(1) 都市計画マスタープランの位置づけ

「都市計画マスタープラン」は、平成4年6月の都市計画法改正により創設されたもので、市民に一番身近な自治体である市が目指すべき都市像を市民の皆さんと一緒に考えながら、目指すべき都市像、整備方針等を明確にし、行政と市民がこれを共有しながら実現していくことを目的として策定するものです。

相生市のまちづくりにかかるすべての計画の基本となる「相生市総合計画」（以下、「総合計画」という。）、「相生市国土利用計画」及び西播都市計画区域における土地利用、主要な都市計画の決定の方針などを体系的、総合的に示す「西播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即して定めることとされています。



(2)策定の背景

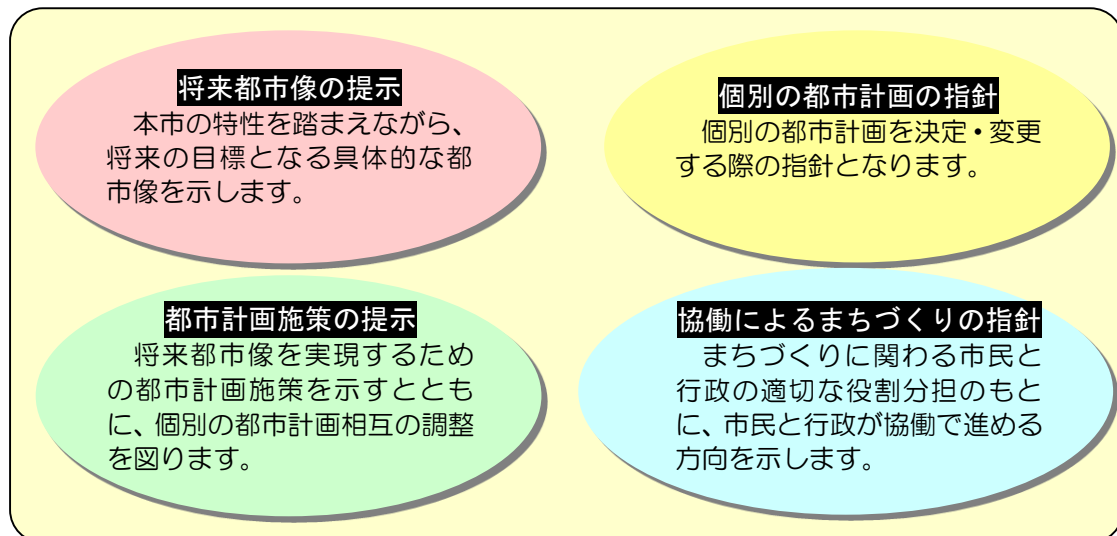
「相生市都市計画マスタープラン」は、平成9年10月に策定しました。

しかしながら、その後の社会経済状況は、少子高齢化の進行や情報社会の到来、地方分権の進展など大きく変化し、都市構造、行財政構造などに変化が生じるなど、右肩上がりの成長社会から成熟社会への転換を踏まえた経済・社会システムの見直しが求められています。

平成28年3月に兵庫県においては、平成32年を目標とする「西播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」が一部改定されました。また、平成23年3月に本市において平成32年を目標とする「第5次相生市総合計画」を策定しました。これらに即するため、相生市都市計画マスタープランの見直しを行ったものです。

(3)都市計画マスタープランの役割

都市計画マスタープランは、次のような役割を持ちます。



(4)目標とする年次

「都市計画マスタープラン」の目標年次は、20年後の平成48年(2036年)とします。ただし、このマスタープランは、まちづくりの長期的な方向性を示すもので、実現までに目標年次を超える長い期間を要する内容も含まれています。また、硬直化した計画とならないよう、計画の進行管理を行いつつ、10年ごと又は社会情勢が大きく変化したと認められる時点で見直しを行うこととします。

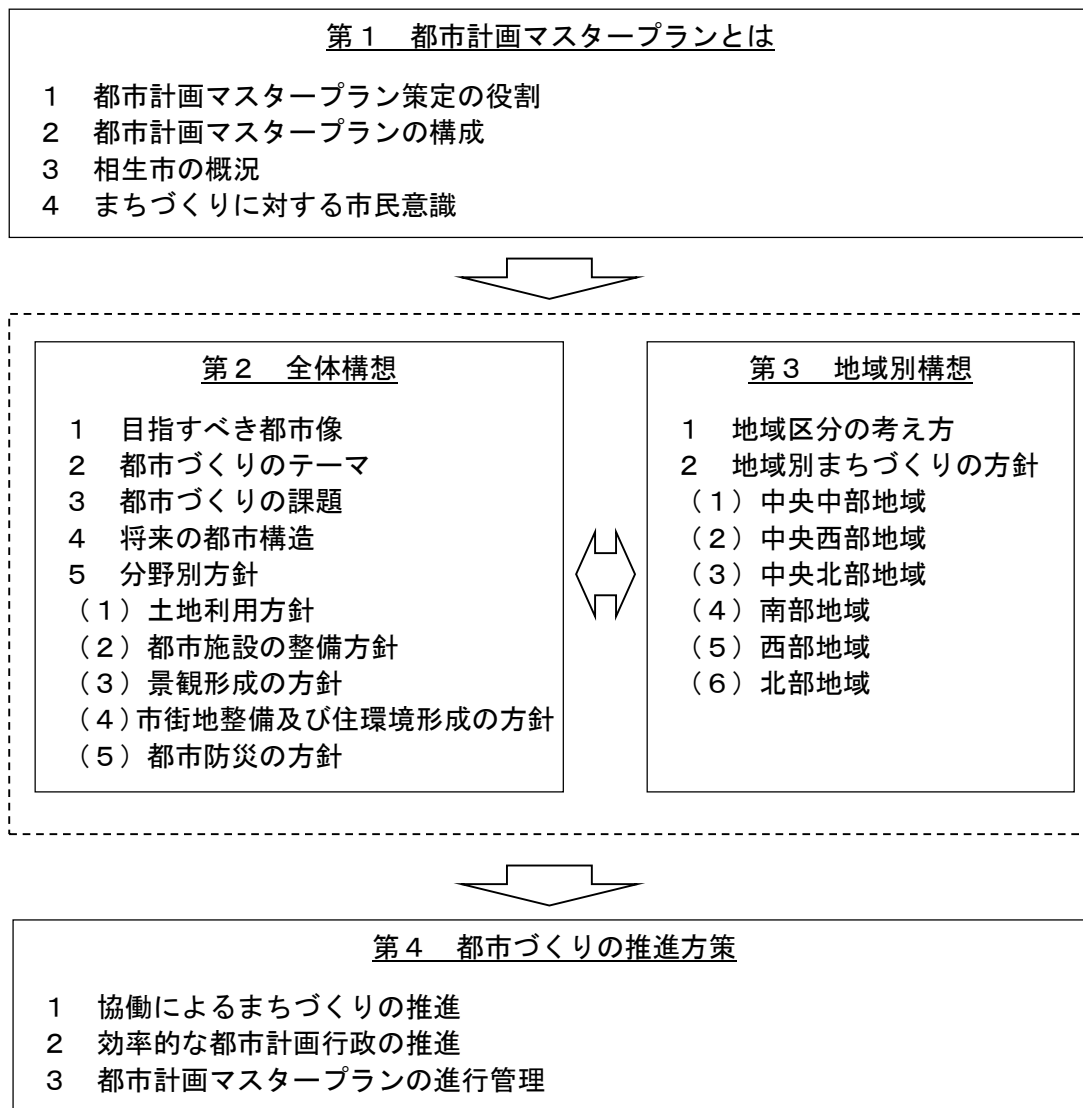
(5)対象範囲

「相生市都市計画マスタープラン」の対象範囲は、相生市は全域が都市計画区域に含まれることから、相生市全域とします。

2 都市計画マスタープランの構成

「都市計画マスタープラン」は、主に、「全体構想」と「地域別構想」、により構成されます。「全体構想」は、上位計画などを踏まえ本市の目指すべき都市像、都市計画の目標などを示すとともに、それを実現するための都市計画の方針などを示します。「地域別構想」は「全体構想」と整合を図りながら、各地域における目標像とそれを実現するための基本的な方針などを示します。

都市計画マスタープランの構成



3 相生市の概況

(1)位置・地勢

相生市は、兵庫県の南西部に位置し、南は風光明媚な瀬戸内海国立公園の一部を含み、北は播磨科学公園都市、東はたつの市、西は赤穂市・上郡町に接し、市域の面積は90.40km²、東西に約8km、南北に約20kmと南北に細長い形状をしています。

近代以降、造船業を中心とした工業都市として発展してきましたが、現在は播磨科学公園都市の副母都市として位置づけられ、実質的な玄関口として機能しています。

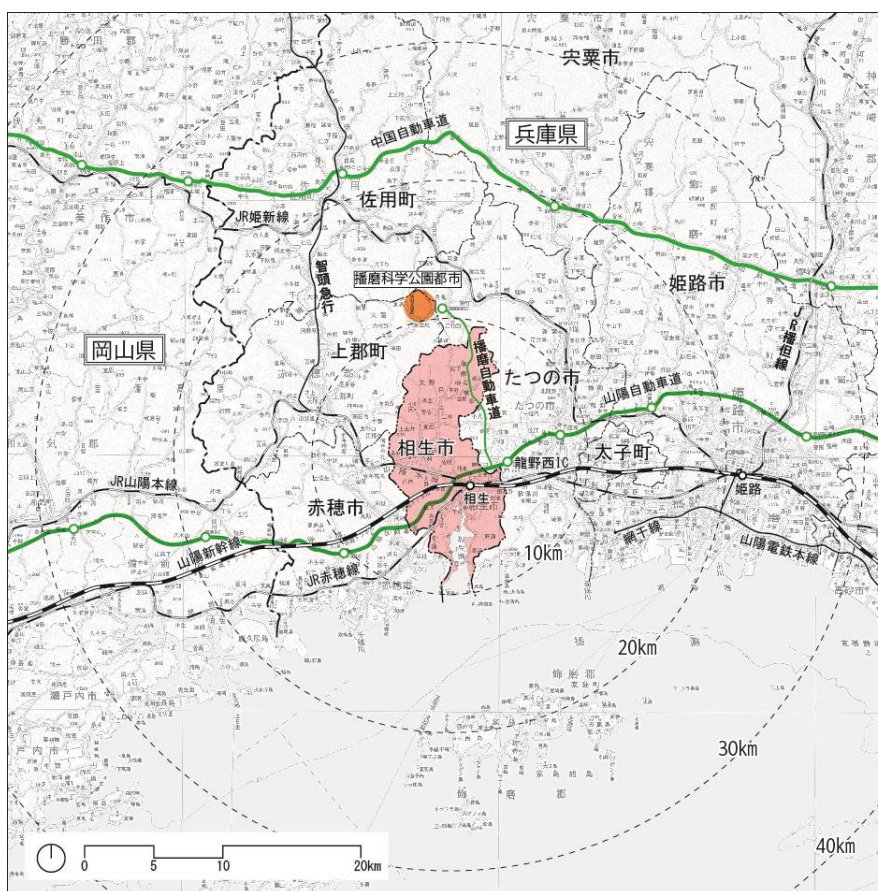


図 相生市の位置

(2)歴史

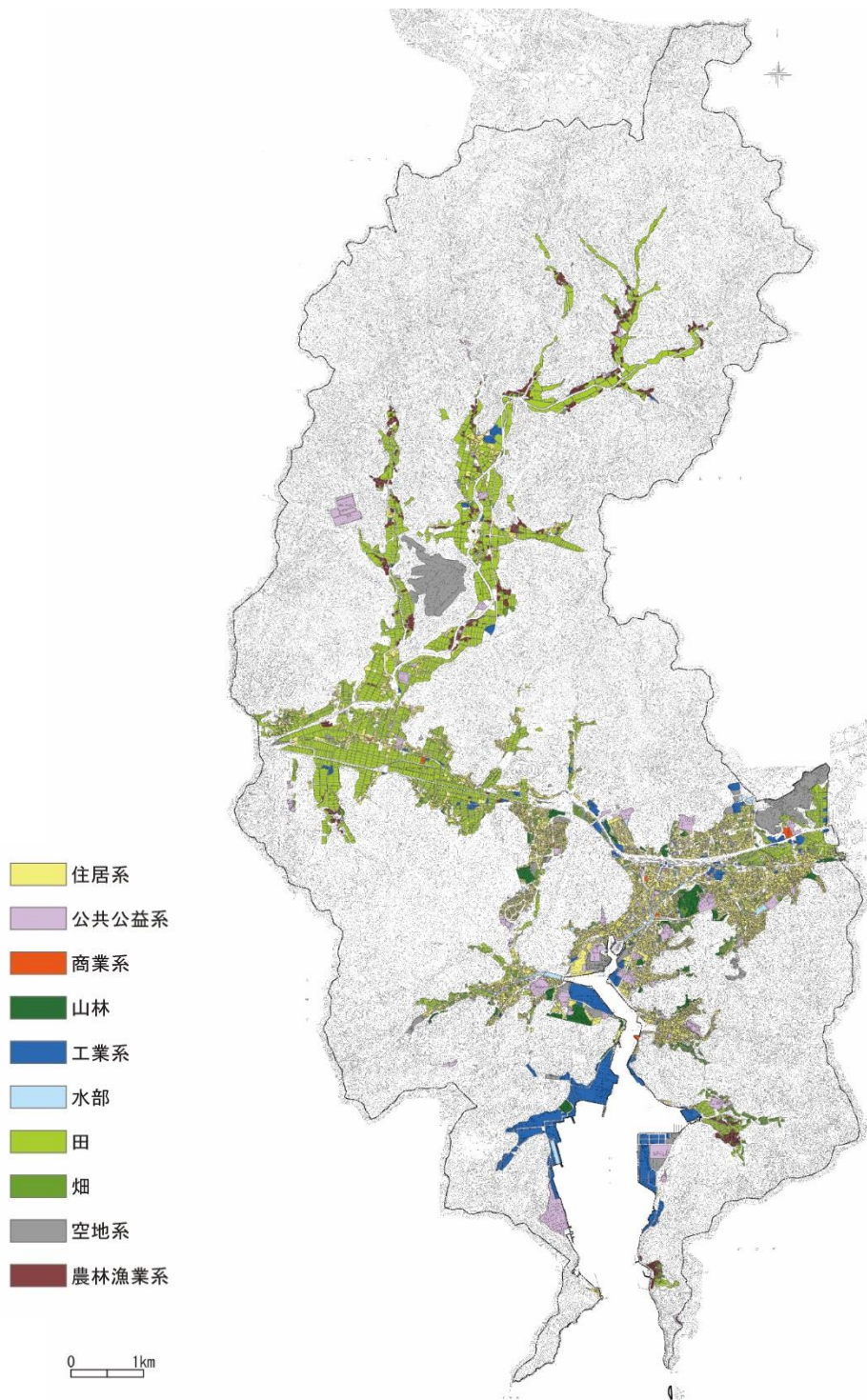
相生市は、12世紀のはじめ那波の大島に居城を構えた海老名氏の領土である那波五郷（那波村、佐方村、陸村、池之内村、相生村）が母体となって成立しました。また、相生湾には江戸時代から廻船、商船が多く出入りし、港町として栄えていたほか、相生村等に漁業を中心とする集落が散在していました。

明治40年に播磨船渠（株）（現（株）IHI）が創立されて以来、造船などの工業を中心とした近代都市として発展してきましたが、社会状況の変化により造船業が不況となり、現在は社会状況の変化に対応したまちづくりを展開しています。

(3)土地利用

相生市は造船業を中心とした工業都市として発展してきた歴史があり、相生湾の沿岸部が工業系の土地利用となっているのが特徴です。

市の周囲を取り囲むように山林が広がり、中央部に市街地があり、住居系の土地利用が主となっているほか、公共公益系、工業系等の土地利用が点在しています。西部から北部にかけては農地が広がっています。



出典：平成 20 年度都市計画基礎調査（土地利用現況調査）

図 土地利用現況図

(4)人口

平成22年時点で相生市の人口は31,158人、世帯数は12,141世帯であり、近年人口は減少傾向、世帯数は微増傾向にあります。

年齢3区分別人口をみると、平成22年時点で、年少人口が11.6%、生産年齢人口が59.0%、老年人口が29.4%となっており、年々高齢化率は高まっています。

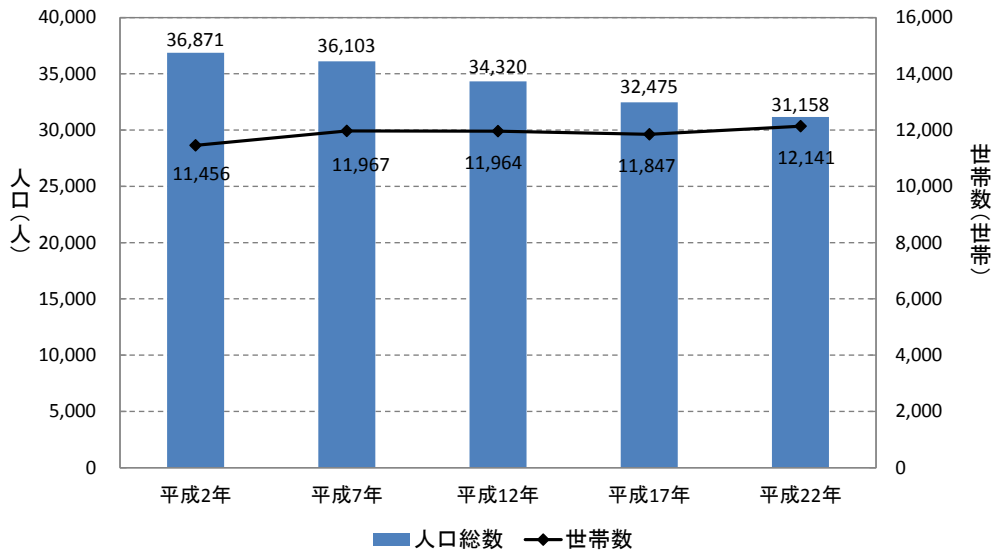
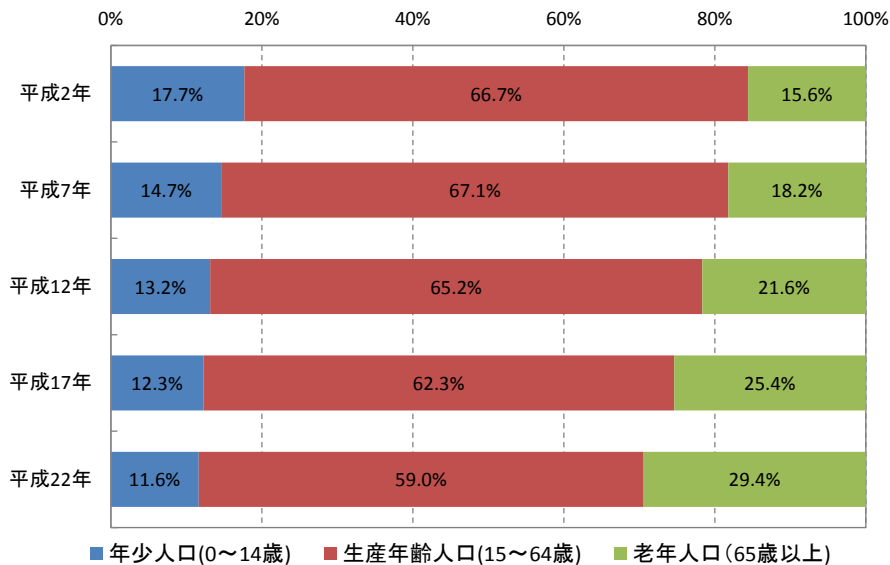


図 人口及び世帯数の推移



出典：国勢調査

図 年齢3区分別人口の推移

(5)産業

相生市で就業する就業人口総数は、平成22年で13,257人となっており、平成7年以降減少傾向にあります。

産業3分類別の就業者人口の割合は、平成22年時点で第1次産業が1.9%、第2次産業が33.6%、第3次産業が62.8%であり、第1次・第2次産業は減少傾向、第3次産業は増加傾向にあり、第3次産業に移行しつつあります。

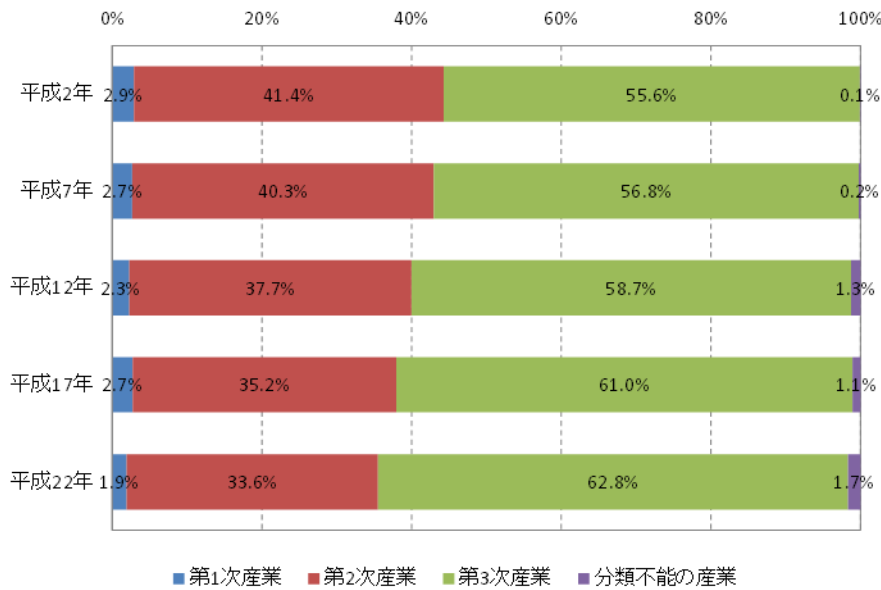


図 相生市で就業する産業分類別就業人口の推移

| | | 平成2年 | 平成7年 | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 |
|---------------|----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 就業人口合計(人) | | 16,180 | 16,825 | 15,753 | 14,648 | 13,257 |
| 産業分類別 就業人口 | 第1次産業(人) | 471 | 450 | 361 | 399 | 255 |
| | (%) | 2.9% | 2.7% | 2.3% | 2.7% | 1.9% |
| | 第2次産業(人) | 6,692 | 6,778 | 5,932 | 5,159 | 4,454 |
| | (%) | 41.4% | 40.3% | 37.7% | 35.2% | 33.6% |
| 第3次産業(人) | 9,005 | 9,558 | 9,263 | 8,932 | 8,325 | |
| (%) | 55.6% | 56.8% | 58.7% | 61.0% | 62.8% | |
| 分類不能の産業(人) | 12 | 39 | 197 | 158 | 223 | |
| (%) | 0.1% | 0.2% | 1.3% | 1.1% | 1.7% | |

出典：国勢調査

表 産業分類別就業人口の推移

(6)交通

相生市は山陽本線、赤穂線、山陽新幹線、国道2号、国道250号、山陽自動車道及び主要地方道姫路上郡線、主要地方道相生穴栗線を中心に交通の要衝として発展してきました。

幹線道路は、京阪神と九州を結ぶ大動脈である国道2号、山陽自動車道、また姫路～赤穂間の臨海部を結ぶ国道250号、さらに主要地方道姫路上郡線、主要地方道相生穴栗線が広域道路網体系の骨格路線として重要な役割を果たしています。

また、市内には相生駅と西相生駅の2駅が立地しています。

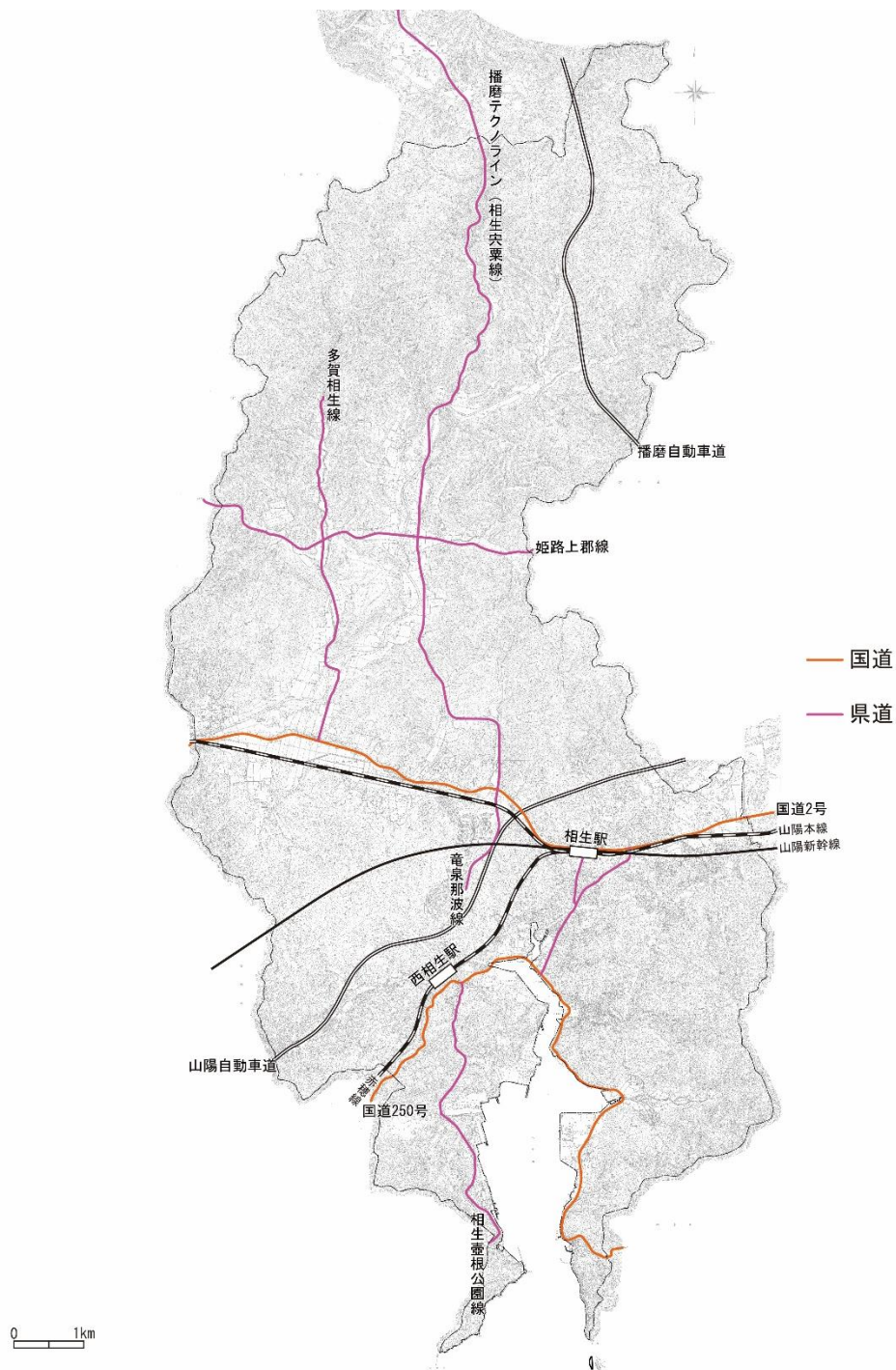


図 交通網図

出典：相生市都市整備課

4 まちづくりに対する市民意識

相生市都市計画マスタープラン改定のため、無作為に抽出した 3,000 人（18 歳以上の男女）の市民を対象に、アンケート調査を実施しました。

アンケート調査結果のまとめは以下の通りです。

■調査期間

平成 27 年 12 月 9 日発送、12 月 25 日締切

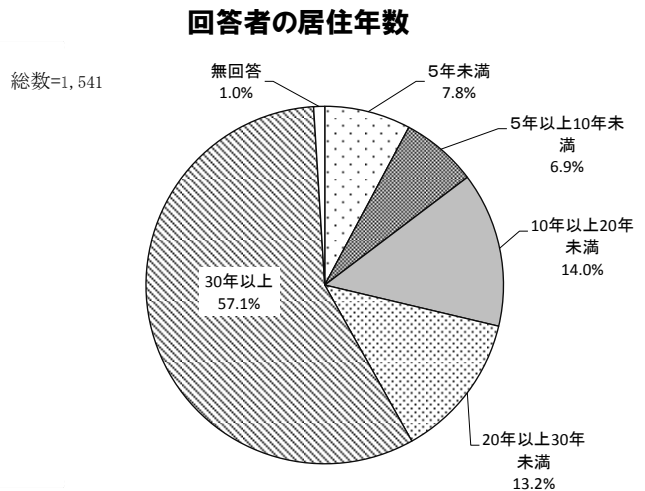
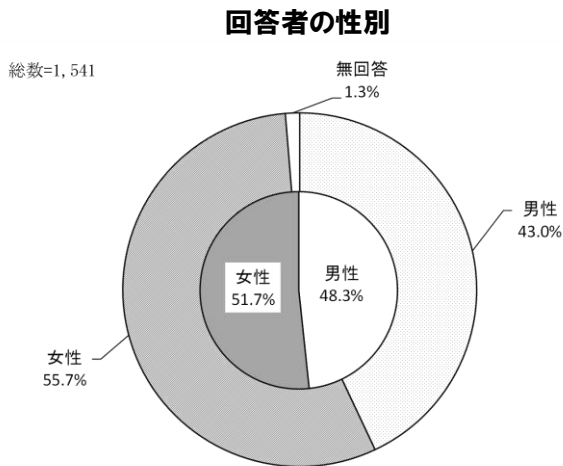
■配布・回収状況

配布数：3,000 通

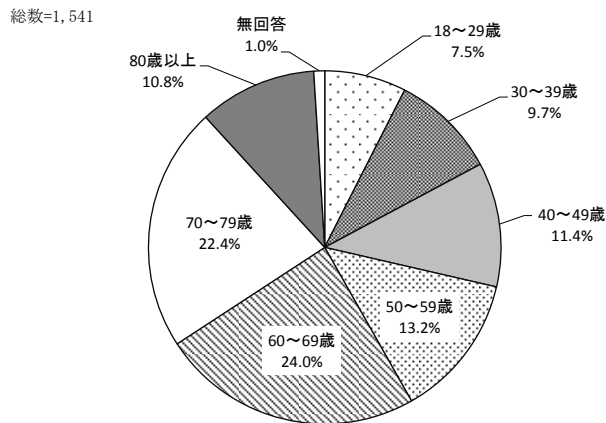
回収数・集計対象数：1,541 通

回収率：51.4%

【回答者属性】

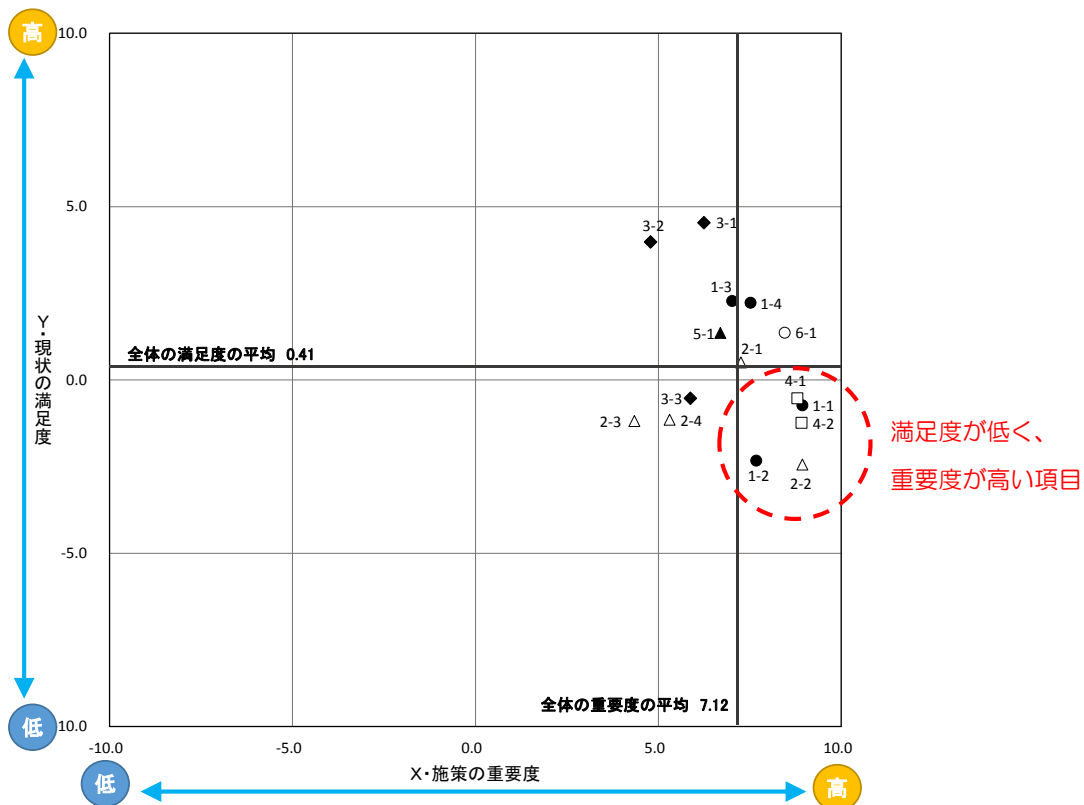


回答者の年代



問 まちづくりの項目についての満足度と重要度【満足度・重要度について項目ごとに1つずつ○】

相生市のまちづくりの項目ごとの評価について、満足度が低く重要度が高いのは、「買物の便利さ」、「バス・電車などの便利さ」、「医療・福祉施設の整備状況」、「安全に避難できる道路、広場の確保」、「河川、がけ崩れなどの防災対策」となっており、特に今後のまちづくりにおいて、日常生活の利便性の向上、安全・安心なまちづくりが求められているといえます。



| 区分 | 施策の重要度 | 現状の満足度 |
|--------------------|--------------------|------------|
| (1) 日常生活の利便性などについて | | |
| ● 1-1 | ①買物の便利さ | 8.93 -0.74 |
| ● 1-2 | ②バス・電車などの便利さ | 7.67 -2.33 |
| ● 1-3 | ③日常使用道の歩きやすさ | 7.02 2.28 |
| ● 1-4 | ④幹線道路の走りやすさ | 7.52 2.22 |
| (2) 公共施設などの状況について | | |
| △ 2-1 | ①子育てや教育に関する施設の整備状況 | 7.25 0.50 |
| △ 2-2 | ②医療・福祉施設の整備状況 | 8.93 -2.44 |
| △ 2-3 | ③文化・スポーツ施設の整備状況 | 4.34 -1.19 |
| △ 2-4 | ④公園や遊び場の整備状況 | 5.30 -1.15 |
| (3) 自然や緑の豊かさなどについて | | |
| ◆ 3-1 | ①山や海、河川などの自然の豊かさ | 6.25 4.54 |
| ◆ 3-2 | ②田園の緑の豊かさ | 4.79 3.98 |
| ◆ 3-3 | ③まちなみの美しさ | 5.88 -0.53 |
| (4) まちの安全性について | | |
| □ 4-1 | ①安全に避難できる道路や広場の確保 | 8.80 -0.53 |
| □ 4-2 | ②河川、がけ崩れなどの防災対策 | 8.91 -1.24 |
| (5) 地域コミュニティについて | | |
| ▲ 5-1 | ①地域や様々な人とのつながり・交流 | 6.69 1.35 |
| (6) 総合的にみて | | |
| ○ 6-1 | ①総合的にみた住みやすさ | 8.45 1.36 |
| | 平均得点 | 7.12 0.41 |

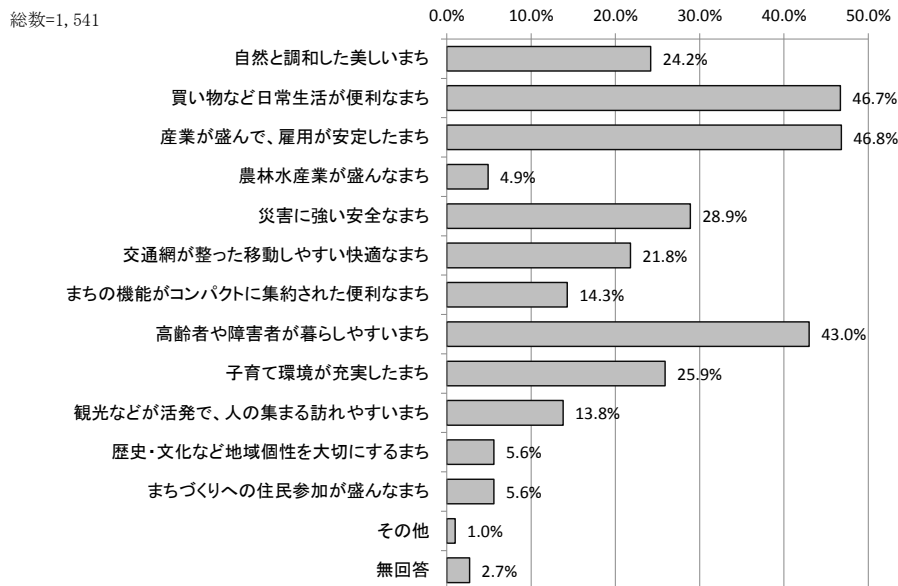
※「満足度」と「重要度」の得点化の方法

・満足度については、選択肢の「満足」=10点、「やや満足」=5点、「やや不満」=-5点、「不満」=-10点、重要度については、選択肢の「重要である」=10点、「どちらでもない」=0点、「重要でない」=-10点として計算し、合計点を回答者数で割ってポイント換算する。

・この計算から、満足度・重要度の平均点を算出し、項目ごとの相対的な位置づけを明らかにするために、グラフは平均点（満足度、重要度）の位置（0.41、7.12）を原点として描いている。

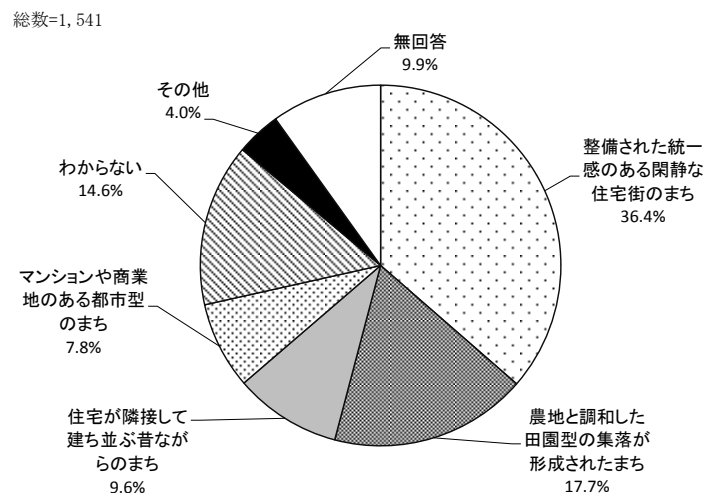
問 相生市が将来(概ね20年後)目指すべきまちのイメージ【3つまでに○】

相生市の将来像として、「産業が盛んで、雇用が安定したまち」(46.8%)、「買い物など日常生活が便利なまち」(46.7%)、「高齢者や障害者が暮らしやすいまち」(43.0%) が特に重視されています。(注)複数回答の設問のため、すべての比率を合計しても100.0%とならない。



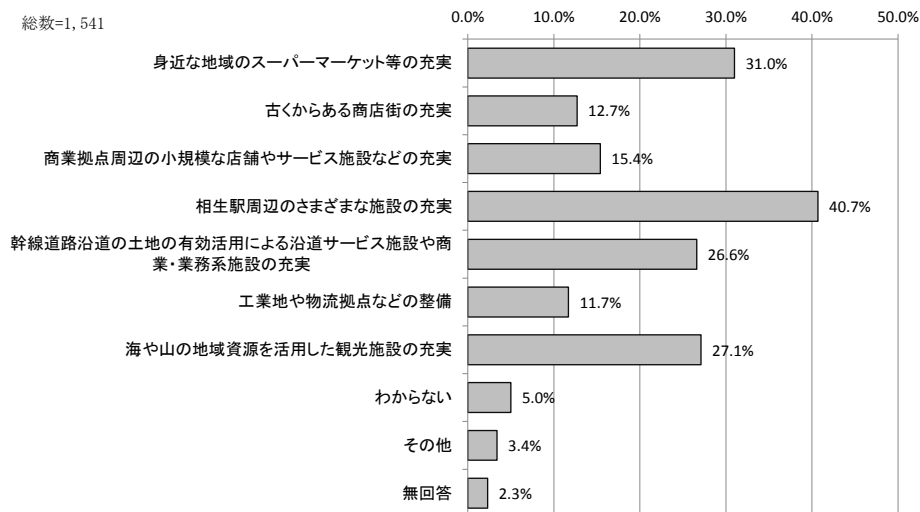
問 良好な住環境のイメージとして最も重視すること【1つに○】

良好な住環境のイメージとして、「整備された統一感のある閑静な住宅街のまち」(36.4%)が最も重視されており、次いで「農地と調和した田園型の集落が形成されたまち」(17.7%)が重視されています。それぞれの地域の魅力を活かし、住環境としての質を高めていくことが必要です。



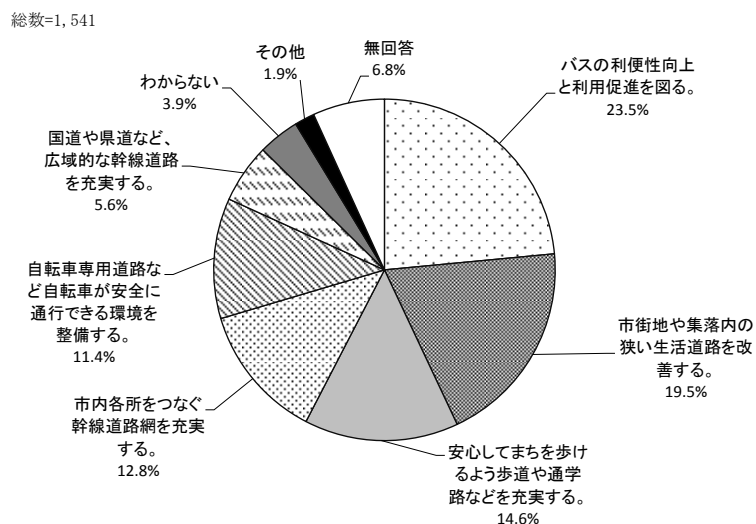
問 にぎわいのあるまちを実現するために最も重視すべきこと【2つに〇】

相生市でにぎわいのあるまちを実現するためには、「相生駅周辺のさまざまな施設の充実」(40.7%)が最も重視されており、駅周辺を中心ににぎわいを創出していくことが求められています。注) 複数回答の設問のため、すべての比率を合計しても100.0%とならない。



問 道路・交通ネットワークについて最も重視すべきこと【1つに〇】

相生市の道路・交通ネットワークについては、「バスの利便性向上と利用促進を図る」(23.5%)、「市街地や集落内の狭い生活道路を改善する」(19.5%)、「安心してまちを歩けるよう歩道や通学路などを充実する」(14.6%)、「市内各所をつなぐ幹線道路網を充実する」(12.8%)など、重視することにはばらつきが見られ、地域ごとに対応策を検討する必要があります。



第2 全体構想

1 目指すべき都市像

いつまでも住み続けたい、活力あふれるまち

恵まれた自然と都市機能を活かしつつ、住環境が整い、快適に末永く暮らし続けたいと思うまち、そしてにぎわいと活力あふれるまちづくりに取り組み、未来の世代に引き継ぐ、持続可能な定住性の高いまちづくりを目指すものです。

2 都市づくりのテーマ

先に定めた目指すべき都市像を実現するために、都市づくりのテーマを次のように設定します。

○市の活力向上、まちなにぎわいづくり

既存の工場や商業・業務施設、港湾などの産業基盤を活用しつつ、一部では新たな展開も図りながら、市の活力向上とまちなにぎわいづくりを進めます。

○持続可能で良好な住環境、集落環境づくり

地区の特性に応じた持続可能で良好な住環境・集落環境づくりなどにより、人口の誘引・定着につながる環境を整えるとともに、全ての人にとって便利で快適に暮らし続けられるまちづくりを進めます。

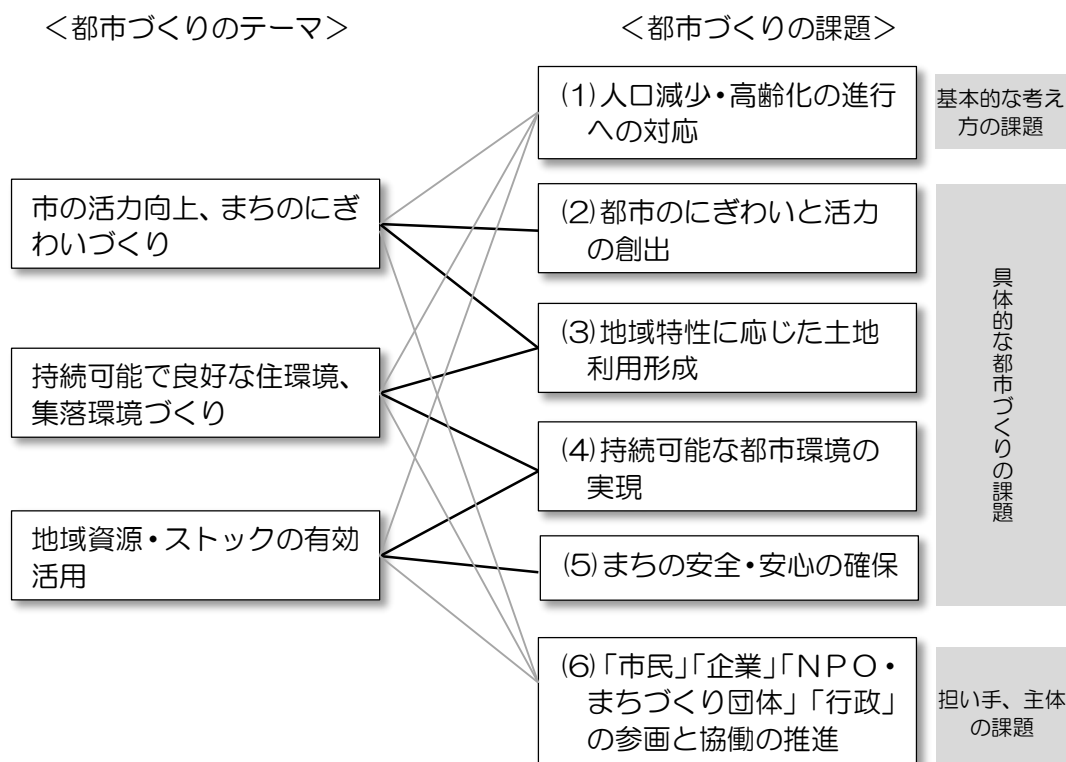
○地域資源・ストックの有効活用

海と山とが近接する豊かな自然環境、伝統・文化資源など、相生市固有の様々な地域資源を活用した魅力的なまちづくりを進めます。また、既存の都市基盤等の適切な維持・更新をしつつストック活用を重視したまちづくりを進めます。

3 都市づくりの課題

相生市の現状・動向を踏まえ、先に定めた目指すべき都市像を実現していくなかで、都市づくりにおいては、以下の課題に対応していく必要があります。

【都市づくりのテーマと課題との対応関係】



【基本的な考え方の課題】

(1)人口減少・高齢化の進行への対応

＜現状＞

日本の総人口が平成 20 年の 1 億 2,808 万人をピークに減少に転じましたが、相生市の人口は既に約 40 年前の昭和 49 年の 4.2 万人をピークとして減少が続いており、平成 22 年では 3.1 万人となっています（平成 27 年 7 月現在、住民基本台帳人口は約 3.05 万人）。一方で世帯数は増加が続いており、一世帯あたりの人員は平成 12 年で 2.9 人だったのが平成 22 年には 2.6 人に減少しています。高齢化率は平成 12 年で 21.6%から平成 22 年で 29.4%と核家族化・少子高齢化が確実に進んでいます。

こうした人口の減少、世帯の小規模化、高齢化等の傾向は、今後も続いていくものと予想され、それに対応した都市のあり方が問われています。

＜課題＞

○人口減少、人口構成の変化に対応して、機能的で円滑な都市活動が持続できるよう、都市構造、土地利用のあり方を展望することが必要です。

- 人口減少社会に適応するため、建築物、都市施設等の整備にあたっては、ストックマネジメントを重視していくことが必要です。
- 公共施設、都市施設等のユニバーサルデザイン化など全ての人々が安心して住み続けられる環境づくりが必要です。
- 今後とも人口の減少・高齢化が進行する集落においては、日常生活機能の維持に向けた取り組みが求められます。
- 地域づくりにおいては、地域組織の担い手不足などによるコミュニティの弱体化に対応しつつ、空き家、耕作放棄地等の増加による地域環境への対応が必要です。

【具体的な都市づくりの課題】

(2)都市のにぎわいと活力の創出

<現状>

相生市は、かつて（株）IHIの企業城下町として成長し、にぎわいを見せていましたが、長引く経済不況、同社の事業内容の転換・規模縮小などにより地域産業への影響を及ぼしています。

これにより、市内経済の低迷、市税をはじめとする歳入減少による社会資本への投資力の低下、ひいては都市間競争における魅力の低下等が懸念されています。

<課題>

- 広域的な鉄道・道路とともに港湾も有するという立地特性を活かし、企業の立地誘導、操業環境の向上に向けた取り組みが求められます。
- 交通ネットワークの充実、観光資源の活用等によって市内外の連携・交流活動を促進するとともに、市内経済の好循環につなげる取り組みが必要です。
- 民間活力を活用して、公共施設の整備・更新や管理運営、あるいは公共サービスの提供等を効率的・効果的に推進する必要があります。

(3)地域特性に応じた土地利用形成

<現状>

相生市の土地利用は、相生湾を取り巻く臨海部、それに隣接する中央部の市街地、さらにそれを取り巻く北部の田園・山間地という3つに分類できます。

臨海部には大規模な工業施設、漁業集落、小規模な集落などがあります。中央部の市街地は、公共施設、商業施設などが集積する中心市街地とその周囲の住宅地で構成されています。北部の田園・山間地では、矢野川沿いに農地、集落があり、その背後に豊かな山林があります。

市街地内の住宅地では、かつての高度成長期に、十分な都市基盤整備が行われなかったまま企業の社宅として宅地開発がされてきたところもあり、近年は、一部で空き家の増加、住宅の老朽化が進みつつあります。

<課題>

- 臨海部、中央部の市街地、北部の田園・山間地といった三層構成を維持しつつ、地域の特性を活かしながら、市の魅力を高めていく土地利用が必要です。
- 山間地の農地と集落については、農業生産環境や集落環境の維持・保全と観光・交流等の振興に資する土地利用、山林については豊かな自然環境の保全が求められます。
- 市街地については、工場・事業所の操業環境づくり、商業地区のにぎわいづくりなど地区の特性に応じた市街地環境の形成が必要です。
- 住宅地については、日常生活機能の維持や都市基盤の充実、景観形成やコミュニティの育成などを通じて、安全・安心で良好な住環境の形成が必要です。

(4) 持続可能な都市環境の実現

<現状>

相生市は、市域の多くを森林が占めており、北部の山間地が西播丘陵県立自然公園、南部の海岸が瀬戸内海国立公園に指定されているほか、公園・緑地、農地などの個性豊かな自然環境も豊富に存在しています。これらの自然環境は身近に自然に触れられる場や、自然豊かな住環境を形成するだけでなく、二酸化炭素の吸収源や防災、景観形成、レクリエーションなどの観点からも重要な役割を果たしています。

近年、環境問題、自然保護に対する意識は高まってきており、環境面での取り組みが求められます。

<課題>

- 山林、海岸の豊かな自然環境を都市近郊のまとまりある自然要素として保全していく必要があります。
- 公園・緑地、地域などの緑を、身近な緑として維持管理して、潤いある生活環境づくりに活用していく必要があります。
- 公共交通や都市機能配置、ライフスタイルの変革など様々な面からの取り組みを進め、過度に自動車に依存しないで暮らせる低炭素型のまちづくりを進めていく必要があります。

(5) まちの安全・安心の確保

<現状>

兵庫県南部地震や東北地方太平洋沖地震などの大規模な地震発生、今後発生が懸念される東南海・南海地震による津波の恐れ、台風・集中豪雨といった自然災害による被害が多発するなか、災害への備えを充実させ、被害をできるだけ出さず最小限に抑えるような取り組みが求められています。

記録的な大雨が降った場合、住宅の浸水被害が発生する恐れがあり、山地においては、土砂災害の危険のある箇所もあります。

市街地や集落では、狭あい道路や老朽住宅が残るなど防災面に問題がある地区も存在し

ます。また、少子高齢化の進行により地域防災力の低下と要援護者の増加への対策も危惧されています。

<課題>

- 土砂災害の危険な箇所について、避難体制等のソフト対策や急傾斜地対策整備等を進めていく必要があります。
- 津波対策として、海岸堤防、河川堤防等の津波防災施設の点検を行う等、適切な維持管理を図る必要があります。
- 建築物の耐震対策、狭あい道路の拡幅、老朽化した都市基盤施設の更新などによる災害に強い都市づくりを進めていく必要があります。
- 市街地や集落においては、公園・緑地、道路など防災空間を確保していく必要があります。
- 市民の防災・減災にかかる意識の向上と、住民主体による防災まちづくりの取り組みが必要です。

【担い手・主体の課題】

(6)「市民」「企業」「NPO・まちづくり団体」「行政」の参画と協働の推進

<現状>

相生市では、地方分権の進展、市民ニーズの多様化などを背景に、平成 24 年に市民や議会、行政の役割、市政運営のルールなどを定めた「相生市自治基本条例」を制定し、「参画」、「協働」、「情報共有」の3つを基本原則として定めています。

都市づくりにおいてもこの基本原則を踏まえて、「市民」「企業」「NPO・まちづくり団体」「行政」が互いに参画し協働するまちづくりを推進していくことが求められます。

<課題>

- 自治基本条例に基づき、住民の参加・参画と協働によるまちづくり活動を促進することが必要です。
- 行政が持つまちづくりに関する情報の公開、市民・活動団体との連携による取り組みの推進が必要です。
- 住民の合意に基づいて、それぞれの地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導するための施策、仕組みづくりが必要です。

4 将来の都市構造

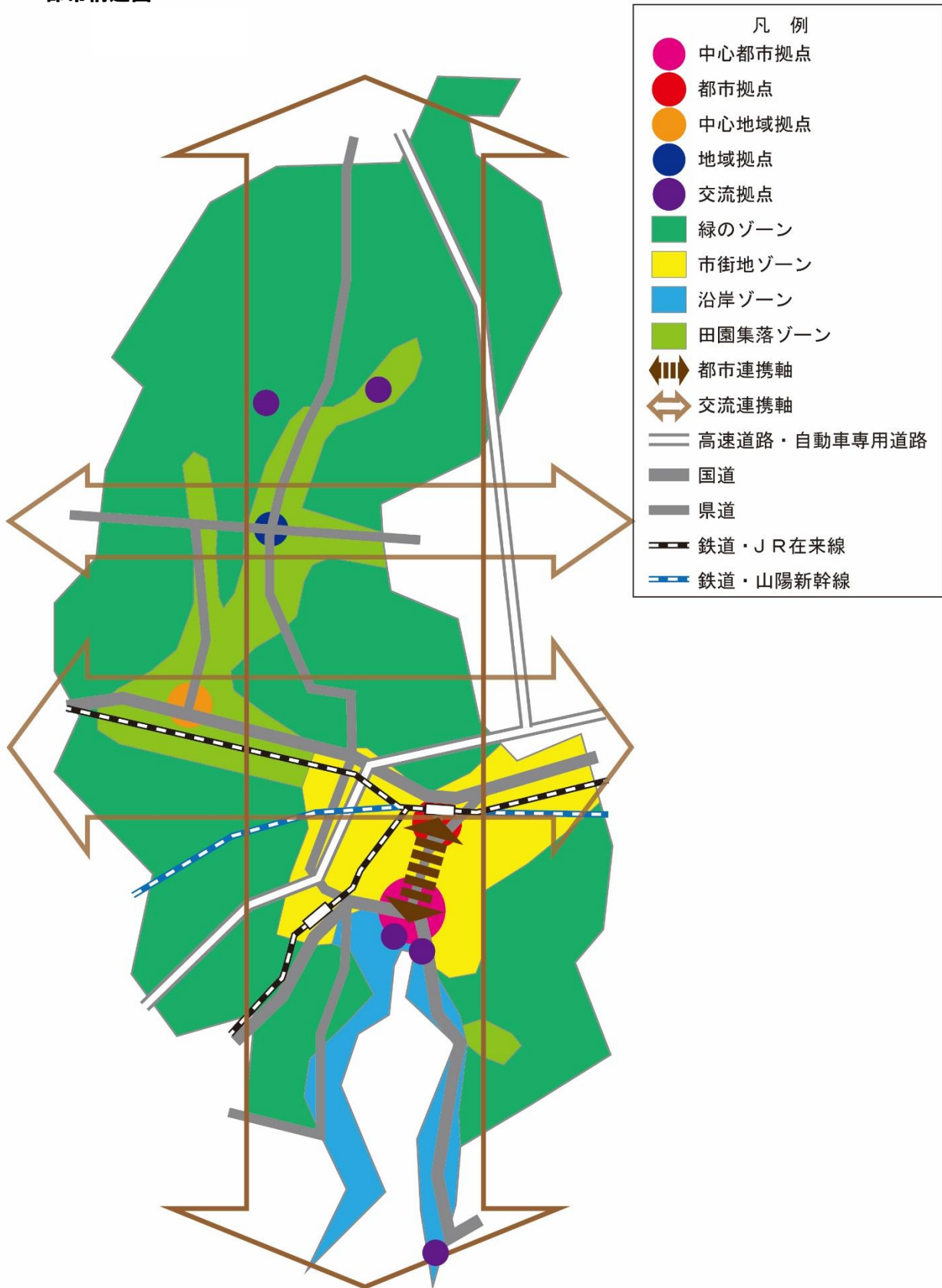
本市の目指すべき都市像の実現に向け、都市づくりのテーマに沿った都市構造を設定します。

本市の将来の成り立ちを示すものとして、都市機能の中心的役割を果たす「拠点」とそれらを結びつける「軸」、その地域にふさわしい土地利用を示す「ゾーン」の3つの要素による都市構造を設定します。

拠点を中心に都市機能を集約させるとともに、これらを交通ネットワークにより連携強化を図る形の都市構造を目指します。

| 区分 | 要素 | 機能と方向性 |
|-----|---------|---|
| 拠点 | 中心都市拠点 | 市役所周辺を中心都市拠点として位置付け、本市の中心的役割を果たす様々な都市機能が集積した拠点を形成する。行政・公共サービス、交流、医療・福祉、商業・業務などの都市機能が集積し、質の高い都市的サービスを提供する拠点の形成を図る。 |
| | 都市拠点 | 相生駅周辺を都市拠点として位置付け、本市及び播磨科学公園都市、西播磨地域の広域的な玄関口として、これまでに整備してきた施設、都市基盤を活かしつつ、交通結節点、商業・業務、宿泊などの都市機能施設の充実を図る。 |
| | 中心地域拠点 | 若狭野小学校周辺を中心地域拠点として位置付け、既存の公共的サービス機能を活かしつつ、地域の活力向上、都市部と農村部の交流等を支える拠点としての機能の充実を図る。 |
| | 地域拠点 | 矢野町真広交差点付近を地域拠点として位置付け、地域住民の日常生活、地域活動等を支える拠点としての機能の充実を図る。 |
| | 交流拠点 | 羅漢の里、ふるさと交流館、ポート公園・文化会館・水産物市場・ペーロン海館及び白龍城周辺、万葉岬を交流拠点として位置付け、地域資源等を活かした観光・文化を通じた交流などを支える拠点としての機能の充実を図る。 |
| 軸 | 都市連携軸 | 中心都市拠点と都市拠点を結ぶ路線を都市連携軸と位置づけ、両拠点間の連携強化を図る。 |
| | 交流連携軸 | 市内外の東西・南北を結ぶ国道・県道を交流連携軸として位置付け、市民の日常生活、様々な都市活動における円滑な移動を支える連携軸としての機能の強化を図る。 |
| ゾーン | 緑のゾーン | 西播丘陵県立自然公園を含む自然豊かな山林を本市の貴重な自然環境として保全する。 |
| | 市街地ゾーン | 行政・公共サービス、文化・交流、商業・業務、居住など様々な機能を有する市街地として位置付けるゾーンである。緑との調和を図りつつ、中心都市拠点・都市拠点を中心に良好な市街地の形成を図る。 |
| | 沿岸ゾーン | 市街地ゾーンに隣接するエリアでは工業、水産業、海洋レクリエーションの場としての活用を図る。また、南部の瀬戸内海国立公園を含む海岸、山林についてはその豊かな自然環境の保全を図る。 |
| | 田園集落ゾーン | 農地については、農業生産の場として保全・活用を図る。また、集落については、農地、山林などとの調和に配慮しつつ、生活基盤の維持管理等を通じて良好で持続可能な集落環境の保全を図る。 |

都市構造図



5 分野別方針

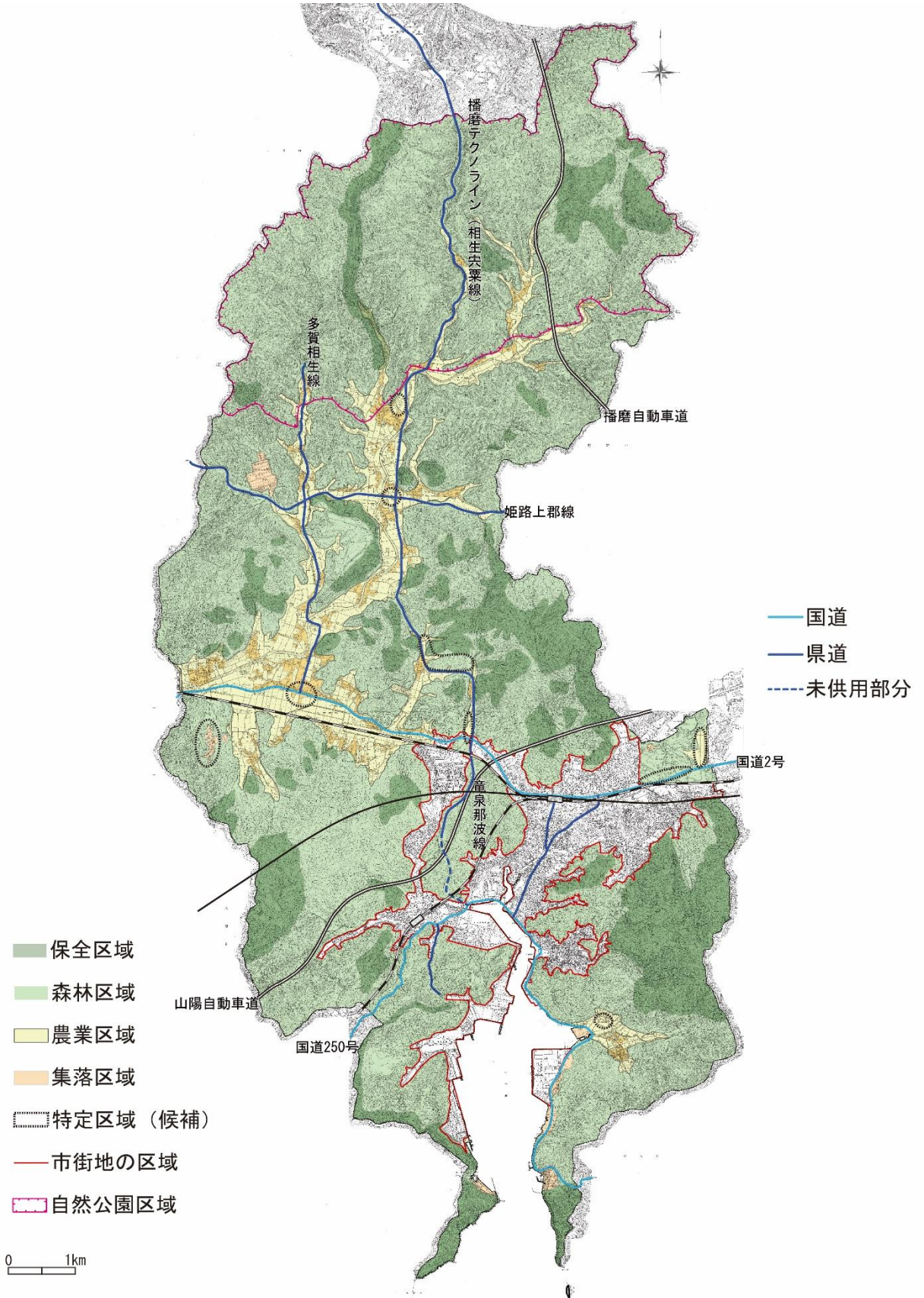
(1) 土地利用方針

本市の目指すべき都市像の実現に向けて、将来都市構造を踏まえた土地利用方針を定めます。既存の市街地と自然環境を適切に維持・保全・活用していくことを基本として、豊かな自然環境と都市機能が調和した秩序ある土地利用の配置・誘導により、快適で利便性の高い都市の形成を図ります。

ア 全市の土地利用方針

| 土地利用区分 | 土地利用の基本方針案 |
|--------|--|
| 保全区域 | <ul style="list-style-type: none"> 森林、里山等良好な自然環境の保全を図る。 森林等の様々な公益的機能を考慮し、地域の貴重な資源として自然環境、生態系等の保全、森林の土地の保全を図る。 (自然公園区域の特別地域、国立公園、保安林) |
| 森林区域 | <ul style="list-style-type: none"> 森林が持つ多面的機能の発揮を図り、森林としての地域環境の形成を図る。 (保全区域を除く森林の区域) |
| 農業区域 | <ul style="list-style-type: none"> 農業の振興を図るとともに農業の営みを通じて、農地が持つ多面的機能の発揮を図る。 (農業振興地域) |
| 集落区域 | <ul style="list-style-type: none"> 既存の住宅を中心に良好な生活環境の保全と創造を図る。 生活の利便性・快適性を得るために区域における生活関連施設、公共公益施設等の効率的整備を促進し、より良い住環境の形成に配慮する。 U・I・Jターン者や二地域居住者を受け入れ可能な環境整備を図る。 (既存集落及びその周辺) |
| 特定区域 | <ul style="list-style-type: none"> 地域の活性化を図り、周辺の環境に配慮しつつ、一定の開発を計画的かつ適正に誘導する。 (国道2号、主要地方道相生穴栗線沿道等：楕円で概ねの位置を示す) |
| 市街化区域 | <ul style="list-style-type: none"> 既成市街地としての市街地環境の改善を図るとともに、計画的な市街化を図る。 (市街化区域) |

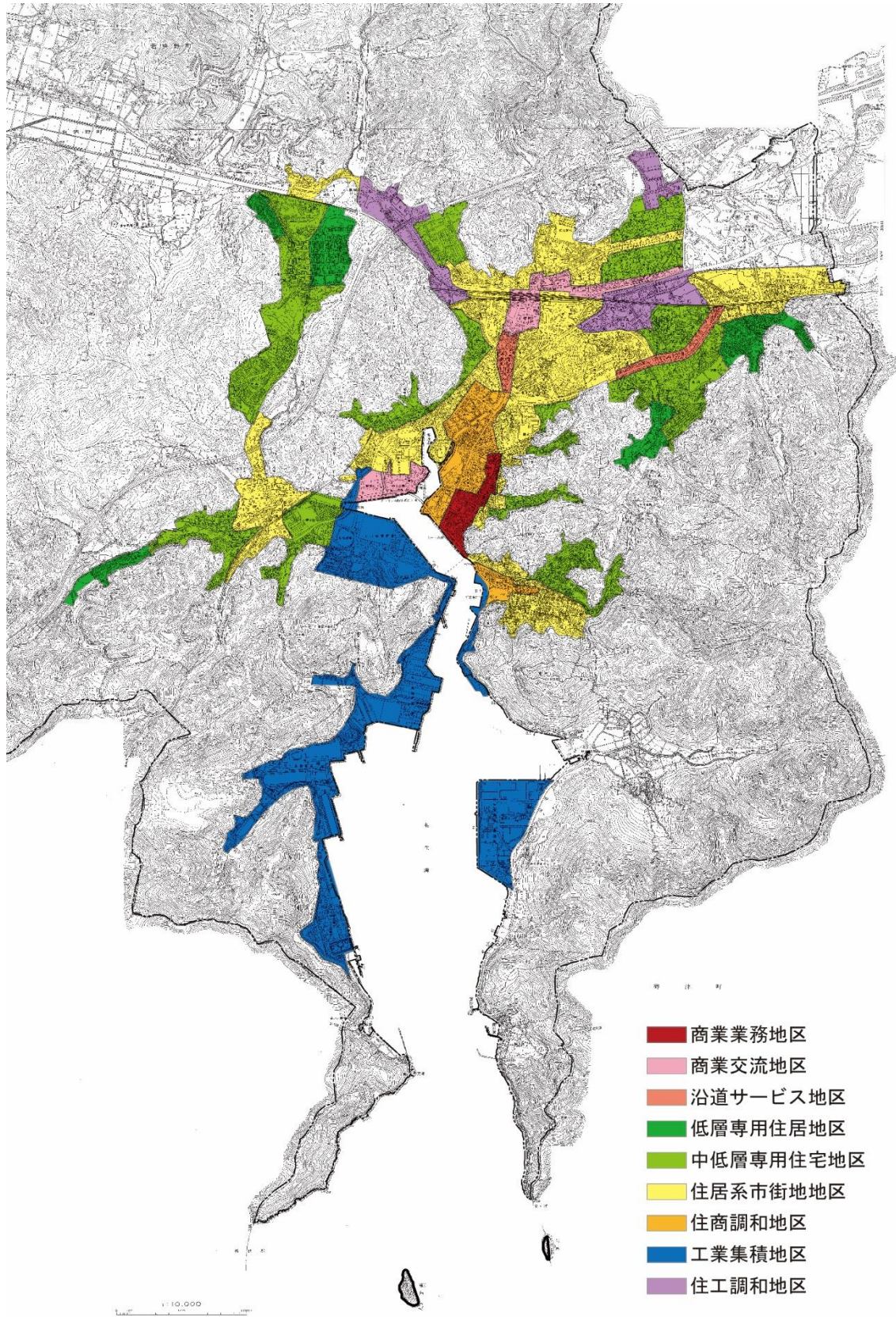
土地利用方針図（全市）



イ 市街化区域の土地利用方針

| 系統 | 土地利用区分 | 土地利用の基本方針案 |
|-------|-----------|--|
| 商業業務系 | 商業業務地区 | <ul style="list-style-type: none"> 本市の中心的な商業業務地として、商業・業務、行政・公共サービスなどの都市機能施設の立地誘導、充実を図る。 (市役所周辺) |
| | 商業交流地区 | <ul style="list-style-type: none"> 本市並びに播磨科学公園都市の玄関口となる相生駅の交通利便性を活かし、商業・業務、宿泊、交流などの都市機能施設の立地誘導、充実を図る。(相生駅周辺) 大規模店舗を中心とする生活利便施設と道の駅等の交流施設の連携、にぎわい形成を図る。(道の駅周辺) |
| | 沿道サービス地区 | <ul style="list-style-type: none"> 幹線道路沿道の交通利便性を活かし、多様な都市機能施設の集積を図り、沿道のにぎわいを形成する。 (都市計画道路相生駅相生線、同那波野相生線沿道) |
| 住居系 | 低層専用住宅地区 | <ul style="list-style-type: none"> 戸建て住宅を中心とする良好な住環境の維持、形成を図る。 (第一種低層住居専用地域の区域) |
| | 中低層専用住宅地区 | <ul style="list-style-type: none"> 住環境と調和する生活利便施設の立地を図りつつ、中低層の住宅を中心とする良好な住環境の維持・形成を図る。 (主に第一種中高層住居専用地域の区域) |
| | 住居系市街地地区 | <ul style="list-style-type: none"> 住環境との調和に配慮しつつ、多様な生活利便施設の立地を図り、便利で快適な住居系市街地の形成を図る。 (主に第一種住居地域の区域) |
| | 住商調和地区 | <ul style="list-style-type: none"> 住環境との調和を図りつつ、商業・業務、サービス業、小規模な事業所など多様な施設が立地するにぎわいある市街地を形成する。(都市計画道路相生駅相生線沿道と周辺の商業系区域) 海辺の文化会館とともに、住宅と多様な生活利便施設が複合するにぎわいある市街地を形成する。(相生地区の商業系区域、相生港埋立地の区域) |
| 工業系 | 工業集積地区 | <ul style="list-style-type: none"> 相生湾に面する大規模事業所と東部工業団地など、工業施設の集積、操業環境の充実を図る。 (海辺の工業専用地域、工業地域の区域) |
| | 住工調和地区 | <ul style="list-style-type: none"> 周辺の住環境にも配慮しつつ、工業施設や物流等の立地誘導、操業環境の充実を図る。 (主に準工業地域の区域) |

土地利用方針図（市街化区域）



（２）都市施設の整備方針

ア 交通基盤及びネットワーク

都市の骨格を形成するとともに、市民生活、産業活動などに非常に重要な役割を果たす基盤施設である道路、鉄道、バスなどの交通基盤及びネットワークについては、良好な市街地環境形成等の観点から、その整備及び適切な維持管理を推進し、適切な交通体系の形成を図ります。

【主要な取り組み】

■道路

- ・ 国道2号を交流連携軸と位置づけ、4車線拡幅による道路整備を促進します。
- ・ 県道竜泉那波線（都市計画道路西部幹線）について、関連道路とのネットワーク化を図りつつ、早期に整備を推進します。
- ・ 国道250号（都市計画道路相生赤穂線）について、歩行者用空間の確保等の道路整備を促進します。
- ・ 県道相生停車場線（都市計画道路相生駅相生線）について、沿道土地利用の誘導等による快適な道路空間を確保します。
- ・ 既成市街地における移動性の向上や都市環境の保全、さらに都市防災の強化や都市の快適さの向上といった観点から、都市計画道路陸那波南本町線、同那波野相生線について整備検討を図ります。
- ・ 道路全般について、道路施設や橋梁等の長寿命化など、適切な維持管理を図ります。
- ・ 生活道路、通学路等については、交通安全施設の整備などによる安全性の向上を図ります。

■公共交通

- ・ 相生駅におけるバス・タクシーへの乗り換えなど、公共交通の利便性の向上を図ります。
- ・ 交通不便地域においては、地域住民の移動手手段の確保を図ります。

イ 公園・緑地

公園種別に応じた公園・緑地の適正な維持管理などにより、緑とうるおいのある快適な都市環境の形成を図ります。

また、豊かな自然環境は、都市環境形成や観光振興、防災などの面で大きな役割を果たすとともに、相生らしさを示す市民共有の重要な財産であることから、これらの保全と有効活用を図ります。

【主要な取り組み】

- ・森林については、適切な維持管理、無秩序な開発を防止するための法的規制などにより保全を図るとともに、豊かな自然を活かした観光・レクリエーション、景勝地などとしての活用を図ります。
- ・都市公園は、街区に居住する住民を対象とした小規模な街区公園、近隣地区を利用対象としたコミュニティ活動の場としての近隣公園、災害時における避難場所としての機能も併せ持つ地区公園の3種類があり、維持管理にあたっては、子どもの遊び場の確保や、ユニバーサルデザイン化など利用者のニーズに対応した施設の充実とともに、防災機能の向上を図ります。
- ・老朽化が進む施設・遊具などについては、更新・撤去・長寿命化を進めます。

ウ 下水道及び河川

快適で住み良い生活環境を形成し、水質汚濁など環境悪化を防止するとともに、円滑に雨水を処理するため、まちづくりの基盤となる下水道整備及び維持管理を推進します。

河川については、治水上の安全性確保のための適切な維持管理に努めるとともに、市民が身近に自然と触れ合える環境としての保全・活用を図ります。

【主要な取り組み】

- ・公共下水道の整備率は、ほぼ100%となっているため、今後は、老朽施設の更新や長寿命化を進めます。
- ・過去の浸水被害地域については、雨水管渠整備により対策を進めます。
- ・「ながす」「ためる」「そなえる」を組み合わせた総合的な治水対策を進めます。

エ その他の公共施設

市民の生活を維持し、活発な都市活動を支える公共施設については、市民のニーズを踏まえながら総合的かつ計画的な整備及び維持管理を推進します。また、地域の拠点となる公共施設を行政及びコミュニティ活動の場として活用することにより、まとまりある利便性の高い地域づくりを行うとともに、今後の人口動向を見据えた既存施設の活用、他都市との連携など効率的で適切な施設の配置を目指します。

既存の公共施設については、耐震改修促進法などに基づき、耐震診断・改修を計画的に進めることで利用者の安全性を高めるとともに、高齢者、障害のある人の利用に配慮した施設のユニバーサルデザイン化を進めます。

【主要な取り組み】

- ・人口変動及び偏在等を総合的に考慮し、公共施設の再整備等について検討します。
- ・高齢社会に対応した新たな行政サービス需要に応じていくための高齢者施設等の配置を検討します。

(3) 景観形成の方針

都市における景観は、さまざまな都市活動の場を演出し、まちや地域への愛着を育む重要な要素であるとともに、近年は人々の意識のなかでも質の高い景観形成への期待が高まっています。

相生市は、市域北部や相生湾を取り巻く山林、農地など本市固有の自然景観、計画的に開発された住宅地など様々な魅力的な景観資源を保有しています。これらの景観資源を活かしながら、より魅力的な都市景観の形成に向けた取り組みを進めます。

【主要な取り組み】

- ・相生駅周辺と市役所周辺を結びつける都市連携軸沿道地区については、都市の重要な軸として道路空間の修景整備を促進します。
- ・交通量の多い幹線道路沿道などにおいて、積極的な修景による景観形成に努めます。
- ・既成市街地を流れる河川及び臨海部に接する道路空間については、維持修繕時に調和のとれた景観形成に努めます。
- ・臨海部工業施設については、自然と調和のとれた景観形成に努めます。
- ・田園・山間部地域については、農地と山林が調和した田園景観の保全に努めます。

(4) 市街地整備及び住環境形成の方針

今後、人口減少が予想されるなか、将来にわたり地域コミュニティを維持できる市街地及び集落の形成を目指します。

既成市街地では良好な市街地環境の保全、住宅地では計画的に開発された良好な住環境の保全など、適切な規制・誘導方策を活用しながら、それぞれの地区の特性に応じて安全・快適で魅力ある市街地の形成を図ります。

集落については、地域特性に応じた生活基盤整備などにより、集落環境の安全性・利便性の向上を図ります。

市街地や集落において増加する空き家の有効活用を促進し、良好な住環境形成を図ります。

【主要な取り組み】

- ・相生駅周辺や相生市役所周辺において、都市機能・市街地環境の向上を図ります。特に、相生駅南地区については、相生市の玄関口として都市機能の充実を図ります。
- ・点在する低・未利用地について、地区の特性に応じた宅地化などの土地の有効活用を図ります。
- ・中心地域拠点・地域拠点において、生活の利便性・快適性を得るために区域における生活関連施設、公益施設、農業の6次産業化促進のための施設等を誘導します。
- ・旧社宅などの密集する老朽住宅地については、建て替え時における道路拡幅、オープ

ンスペースの確保等によるまちの防災機能の向上を図ります。

- ・良好な住環境を保全するため、地区計画等のルールづくりに努めます。
- ・集落においては、コミュニティの維持や元気な集落づくりの一環として、地域活動との連携を図りながらU I Jターン者の支援を進めます。
- ・老朽化した市営住宅については、更新の検討を進めます。

(5) 都市防災の方針

本市には、老朽住宅、狭あい道路などが多く残っており、防災上問題を残した市街地が存在するとともに、土砂災害、津波被害等が発生する可能性のある区域があります。

これらを踏まえ、将来、発生が予想される地震や水害、土砂災害、火災などの各種災害に対して安全・安心な暮らしが営めるよう、ライフライン、道路、公園、河川などの防災機能の強化に加え、消防力の強化並びに消防団・自主防災組織の組織力強化による災害に強い都市づくりを進めるとともに、自助・互助・共助・公助の観点から防災・減災の体制強化に取り組みます。

【主要な取り組み】

- ・市街地内の道路、河川等を骨格として、災害時における延焼防止等の防災空間をはじめ、緑化、通風等の必要な空間等の機能を整備し、「安全・安心な都市空間、環境の形成」を都市防災の方針とします。
- ・密集市街地あるいは老朽住宅地等において、適切な規制・誘導を図ることにより、安全で安心なまちづくりを推進します。
- ・洪水、高潮等による災害を防止するため、河川、港湾、海岸施設等の適切な維持管理を図ります。
- ・土砂災害の危険な箇所について、避難体制等のソフト対策や砂防堰堤工整備、急傾斜地対策整備を進め、市民の安全な生活の確保に努めます。

第3 地域別構想

1 地域区分の考え方

地域区分は、相生市国土利用計画の地域区分を基本として、都市計画の指定状況、地域のまとまりなどの特性を勘案して、次の6地域に区分します。

- (1) 中央中部地域
- (2) 中央西部地域
- (3) 中央北部地域
- (4) 南部地域
- (5) 西部地域
- (6) 北部地域



2 地域別まちづくりの方針

(1) 中央中部地域

ア 地域の概況

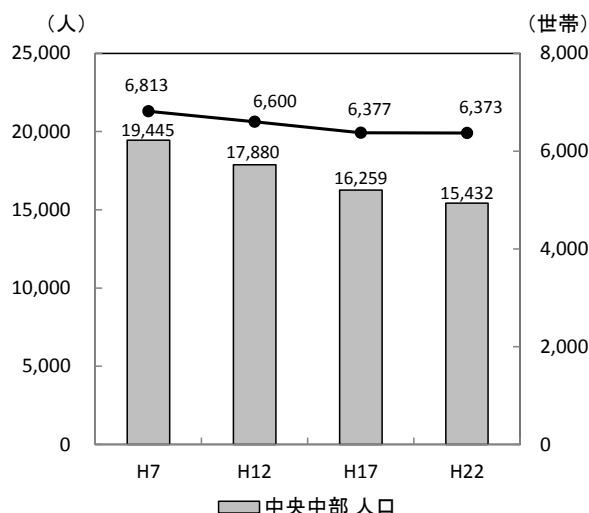
中央中部地域は、山陽本線以南の既成市街地を中心とする行政・公共サービス、交流、商業・業務、医療・福祉など主要な都市機能が集積する地域です。また相生駅は山陽本線と赤穂線との分岐駅であるとともに新幹線の停車駅であることから、播磨科学公園都市の玄関口として重要な拠点です。

道路や公園の整備状況については、土地区画整理事業等を推進してきたこともあり、比較的良好な地域となっています。

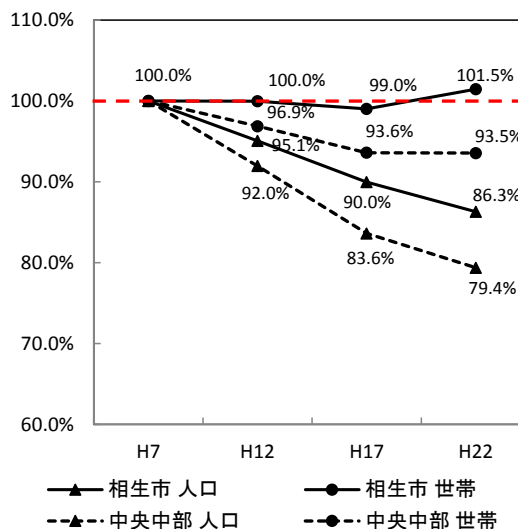
平成22年の人口は15,256人、世帯数は6,305世帯です。平成7年以降、人口は減少傾向にあり、世帯数は若干の減少傾向にあります。

平成22年の年齢別の人口構成は、年少人口が10.8%、生産年齢人口が58.6%、老年人口が30.5%と、全市と概ね同じ割合となっています。

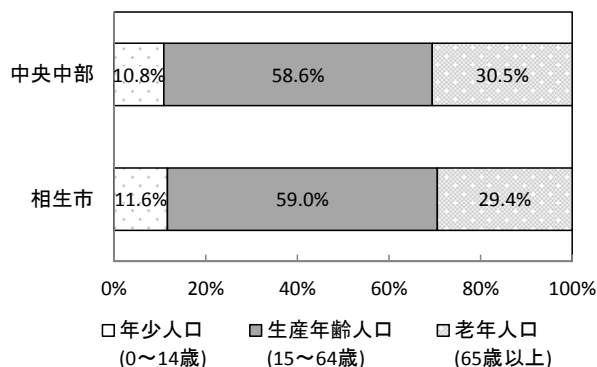
地域の人口と世帯数の推移



人口と世帯数の変化率
(全市との比較)



年齢3区分別人口の割合 (平成22年)
(全市との比較)



出典：国勢調査

イ 住民意識

日常生活の利便性や自然、緑の豊かさ、地域コミュニティについての評価が全般的に高くなっており、都市基盤、自然環境といった生活の基礎となるものについては概ね満足していると考えられます。ただし、バス・電車などの利便さ、まちなみの美しさについての評価はやや低い状況にあり、公共交通、まちなみ景観の形成に関しては改善を求める人が多いと考えられます。

また、公共施設の整備状況についても全般的に評価が低い状況にあり、市民の日常生活、様々な都市活動を支える施設としての充実を求める人が多いと考えられます。

まちの安全性については、安全に避難できる道路や広場の確保や、河川、がけ崩れなどの防災対策について、評価が低い人がやや多くなっており、総合的なまちの防災性向上を求める人が多いと考えられます。

ウ まちづくりの課題

- 相生駅周辺の商業施設の誘致、交通利便性の向上が必要です。
- 商店街等沿道のにぎわいつくりが必要です。
- 密集市街地については、防災上の安全性確保など住環境の改善が必要です。
- 海沿いに点在する観光資源を活かした観光・交流機能の強化が必要です。
- 土砂災害の危険な箇所について、安全性を高めていく必要があります。

エ まちづくりのテーマ

魅力とにぎわいのある中心市街地のまちづくり

市役所周辺の中心都市拠点及び相生駅周辺の都市拠点において都市活動を支える便利な市街地を形成するとともに、それら拠点を結ぶ都市連携軸ではにぎわいあるまちづくりを進めます。併せて、文化会館、ペーロン海館など海辺の観光資源を活かした観光・交流を振興し、本市の中心市街地にふさわしい魅力とにぎわいのあるまちづくりを進めます。

オ まちづくりの方針

(ア) 土地利用

a 市街化区域

【商業業務地区】

- ・本市の都市活動を支える中心的な市街地を形成するため、商業・業務、生活サービス、行政などの施設の充実を図ります。
- ・市役所周辺においては、公共サービスの集積を図るとともに、公共施設、公有地の有効活用に取り組みます。
- ・本町商店街周辺においては、空き店舗・空き家の活用を促進するなど、商業環境と住環境が調和した利便性の高いまちづくりを進めます。

【商業交流地区】

- ・相生駅周辺においては、駅前の利便性を活かして、店舗・事務所などの利便施設、住宅の立地を誘導し、土地の有効利用を促進するとともに、本市の玄関口にふさわしい秩序とにぎわいのあるまちづくりを推進します。
- ・道の駅あいおい白龍城、中央公園の周辺においては、海辺や公園の環境を活かした観光・交流機能の充実を図るとともに、既存の大規模店舗とも連携してにぎわいと交流のまちづくりを進めます。
- ・本市の玄関口として交通結節機能を高めるため、相生駅におけるバス・タクシーへの乗り換えなど、公共交通の利便性を高めます。
- ・商業交流地区内の既存施設を活用するなどして、若い世代の集い、学び・交流などの場づくりを検討します。

【沿道サービス地区】

- ・都市計画道路那波野相生線沿道では、商業・サービス施設の立地を誘導し生活利便性を高めるとともに、周辺環境との調和にも配慮して良好な沿道景観の形成を進めます。

- ・相生駅周辺から境橋へ至る区間においては、多様な都市機能施設が集積していることから、これらの維持を図るとともに、交通安全に配慮した快適な沿道市街地の形成を進めます。

【低層専用住宅地区・中低層専用住宅地区・住居系市街地地区】

- ・住環境の維持や市街地への人口誘導を図るため、土地区画整理事業完了地の宅地利用を促進するほか、空き家、低・未利用地などの有効活用を促進します。
- ・地区ごとの特性に応じて、住民の参画と協働による住環境の保全、改善等の取り組みを支援します。

【住商調和地区】

- ・都市計画道路相生駅相生線、同旭那波本線沿道においては、本市の都市軸として、商業・業務・サービス施設等の立地誘導、空き家・空き店舗の活用を促進し、にぎわいの中にも秩序ある沿道市街地の形成を進めます。
- ・相生地区においては、既成市街地内の生活利便施設の充実や住環境との調和を促進します。

【住工調和地区】

- ・住宅と工場が共存する市街地を形成するため、周辺の住環境との調和にも配慮しつつ、工業施設、物流施設等の立地誘導、操業環境の整備を図ります。
- ・まとまりある低・未利用地、農地の区域については、開発行為を適切に誘導し、土地の有効活用を促進します。

b 市街化調整区域

【森林区域】

- ・市街地背後の森林については、無秩序な開発を防止し、貴重な自然環境の保全を図り、緑と調和した良好な環境の形成を進めます。

c 相生湾沿い

- ・海を活かした観光、憩い、スポーツ、レクリエーションなどの活動を支える機能、施設の充実を図ります。
- ・文化会館、ポート公園、水産物市場、ペーロン海館の海辺の観光・交流拠点を結び、散策ルート、海辺の眺望点などの整備を図るとともに、一体的なPR活動など施設間の連携を強化し、海辺の回遊性を高める取り組みを推進します。

(イ) 都市施設等

a 道路

- 都市計画道路西部幹線の整備を促進し、市の南北を結ぶ交流軸としての幹線道路ネットワークの充実を図るとともに、市街地における安全で円滑な交通を確保します。
- 道路施設、橋梁等の長寿命化など、適切な維持管理を図ります。
- 生活道路の改良、通学路の交通安全施設の整備など、安全性の向上を図ります。

b 公共施設

- 相生らしい伝統文化の継承と観光・交流を推進する拠点として、文化会館・ペーロン海館の利活用を促進します。

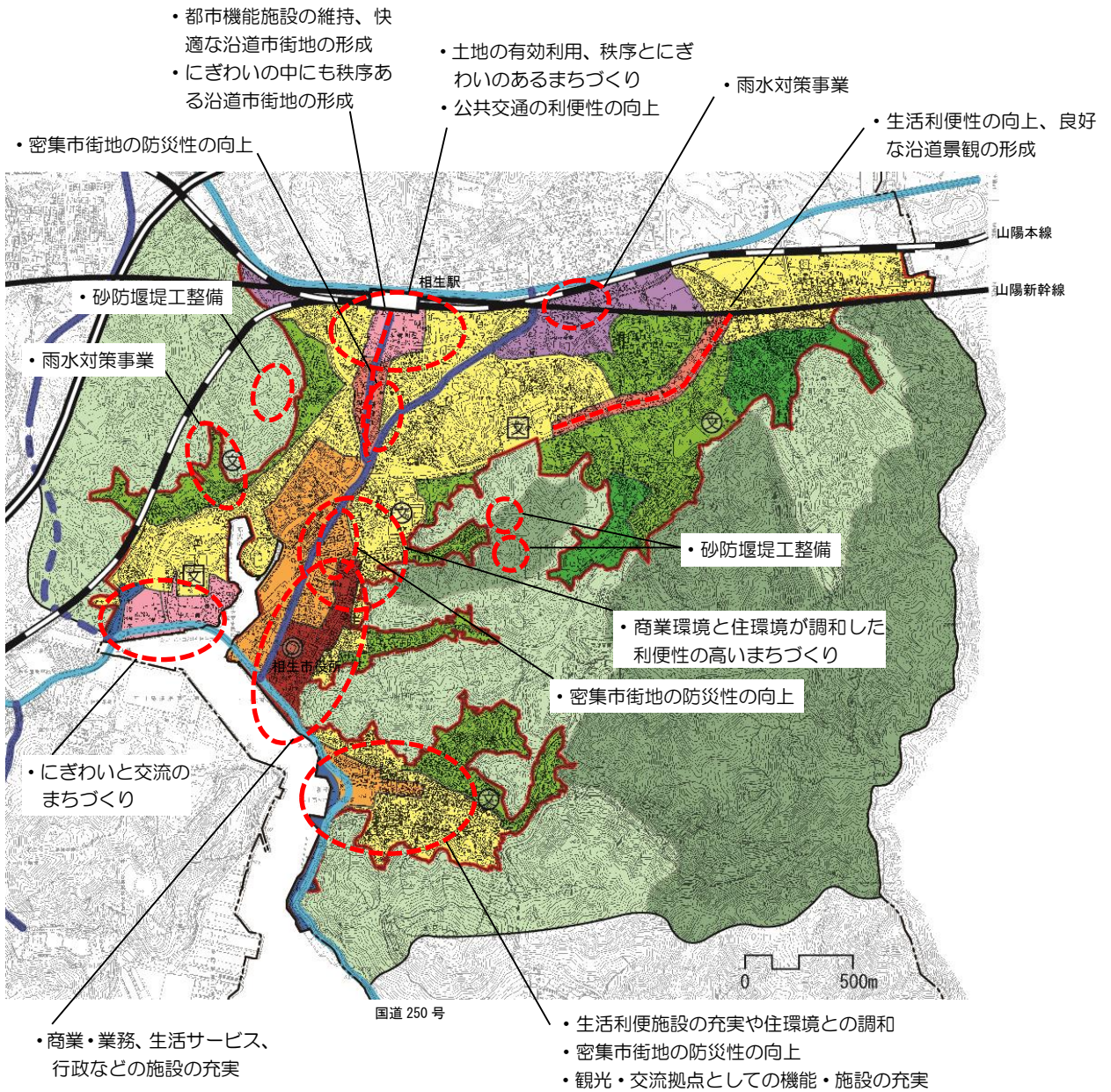
c 密集市街地

- 相生地区、旭四丁目外地区、陸本町外地区などの密集市街地については、適切な規制・誘導等により安全で安心な市街地の形成を図ります。

(ウ) 安全・安心

- 那波地区と赤坂地区における雨水対策事業を進めます。
- 那波東本町地区、旭六丁目地区においては、砂防堰堤工整備を促進し、上流から流れてくる土砂や流木を捕捉し、下流の市民生活を土石流災害から守ります。
- 土砂災害の危険な箇所について、避難体制等のソフト対策を行います。
- 応急対応の中核となる市役所を地域防災拠点として整備し、被災時における地区の防災拠点となるコミュニティ防災拠点については、防災活動に必要な設備等の整備を図ります。
- 大規模火災発生時の延焼防止、災害発生時の避難・運送等重要な役割を担う道路・公園等の都市基盤施設について、既存施設の機能強化を推進します。
- 洪水・高潮等による災害を防止するため、河川、港湾、海岸施設の適切な維持管理を図ります。
- 防災拠点としての機能強化を図るため、庁舎や病院等の公共施設、公共建築物等の防災上重要な施設について、計画的に耐震化を図ります。
- ユニバーサル社会づくり推進地区については、主要な施設、経路などのバリアフリー促進とともにコミュニティの形成、心のバリアフリーなどの施策の展開を図り、誰もが生活しやすいまちづくりを推進します。

まちづくり方針図（中央中部地域）



| | | |
|--|---|--|
| 商業業務地区 | 保全区域 | 国道 |
| 商業交流地区 | 森林区域 | 県道 |
| 沿道サービス地区 | 農業区域 | 未供用部分 |
| 低層専用住居地区 | 集落区域 | ⊗ 小学校 |
| 中低層専用住宅地区 | 特定区域（候補） | ⊠ 中学校 |
| 住居系市街地地区 | 市街地の区域 | ⊡ 高等学校 |
| 住商調和地区 | 自然公園区域 | |
| 工業集積地区 | | |
| 住工調和地区 | | |

(2) 中央西部地域

ア 地域の概況

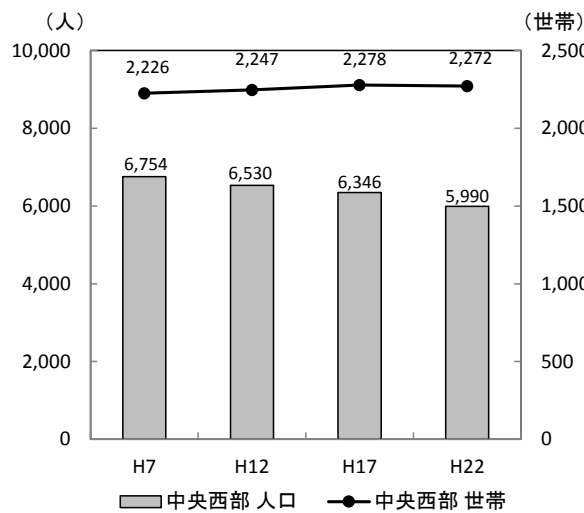
中央西部地域は、中央中部地域の西側に位置し、住宅地とその周囲の山地等で構成される地域です。

道路等の都市基盤は概ね整備済みで、自然と調和した良好な住宅地が形成されています。

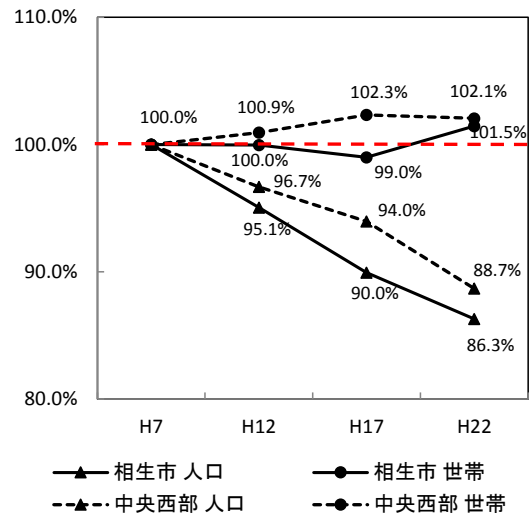
平成 22 年の人口は 5,990 人、世帯数は 2,272 世帯です。平成 7 年以降、人口は若干の減少傾向、世帯数は若干の増加傾向にあります。

平成 22 年の年齢別の人口の構成は、年少人口が 12.5%、生産年齢人口が 58.9%、老年人口が 28.5%と、全市と概ね同じ割合となっています。

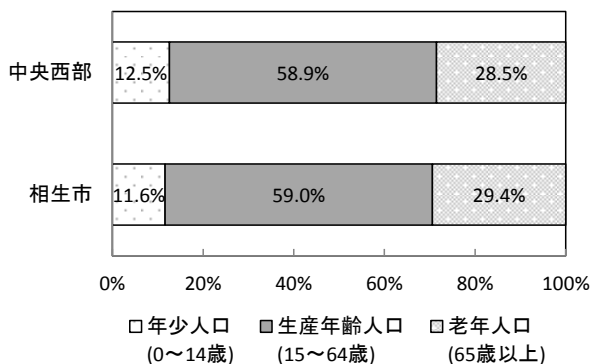
地域の人口と世帯数の推移



人口と世帯数の変化率
(全市との比較)



年齢 3 区分別人口の割合 (平成 22 年)
(全市との比較)



出典：国勢調査

イ 住民意識

自然や緑の豊かさ、地域コミュニティについての評価が高くなっており、これらについては概ね満足していると考えられます。特に山や海、河川などの自然の豊かさ、田園の緑の豊かさへの評価が高くなっており、周辺の緑と調和した住環境等が高く評価されているものと考えられます。ただし、まちなみの美しさについての評価はやや低い状況にあり、まちなみ景観の形成に関しては改善を求める人が多いと考えられます。

日常生活の利便性については、道路への評価は高いですが、バス・電車などの便利さが低くなっており、公共交通に関しては改善を求める人が多いと考えられます。

公共施設の整備状況、まちの安全性についての評価は低い状況にあり、市民の日常生活、様々な都市活動を支える施設としての充実、総合的なまちの防災性向上を求める人が多いと考えられます。

ウ まちづくりの課題

- ・自然豊かな環境を活かした、住宅地としての魅力の向上が必要です。
- ・都市計画道路西部幹線の早期完成が必要です。
- ・土砂災害の危険な箇所について、安全性を高めていく必要があります。

エ まちづくりのテーマ

緑ゆたかで利便性の高い快適な住宅地のまちづくり

幹線道路の整備により地域の骨格を形成するとともに、既成市街地と調和した良好な住宅地の形成を図ります。さらに、既成市街地周辺の丘陵地などを活用し、自然環境、防災対策に配慮しつつ、緑ゆたかな環境のなかで快適に暮らせる住宅地のまちづくりを進めます。

オ まちづくりの方針

(ア) 土地利用の方針

a 市街化区域

【低層専用住宅地区・中低層専用住宅地区・住居系市街地地区】

- ・緑ヶ丘、青葉台の自然に囲まれた住環境を保全するとともに、住民による良好な住環境創出のための取り組みを支援します。
- ・西相生駅周辺においては、空き地、空き家などの活用を促進するとともに、生活利便施設を誘導するなど、良好な住環境づくりを進めます。
- ・居住者の高齢化等に対応してコミュニティの維持を図るため、既存住宅を活かしたUIJターン者の支援を進めます。
- ・民間による宅地開発については、無秩序な開発を防止し、既成住宅地との調和に配慮するなど適切に誘導します。

b 市街化調整区域

【森林区域】

- ・市街地背後の森林については、無秩序な開発を防止し、貴重な自然環境の保全を図り、緑と調和した良好な環境の形成を進めます。

(イ) 都市施設等

a 道路

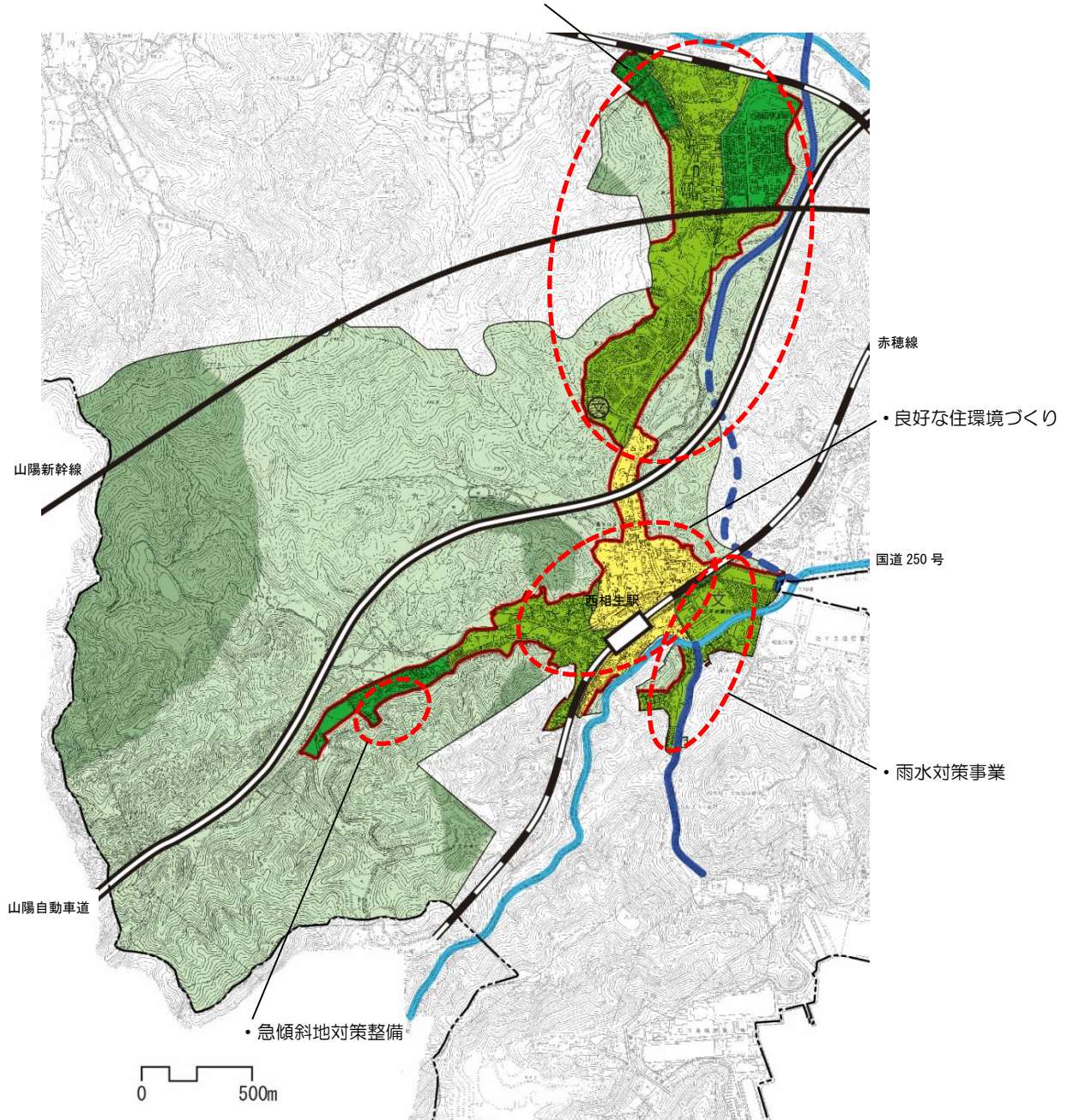
- ・都市計画道路西部幹線、那波佐方線の整備を推進するなど、幹線道路ネットワークの充実を図り、地域の渋滞緩和や安全で円滑な交通を確保します。
- ・道路施設や橋梁等の長寿命化など、適切な維持管理を図ります。
- ・生活道路の改良、通学路の交通安全施設の整備など、安全性の向上を図ります。

(ウ) 安全・安心

- 千尋・佐方地区における雨水対策事業を進めます。
- 土砂災害の危険な箇所について、避難体制等のソフト対策を行います。
- 降雨や地震などに伴って発生するがけ崩れ災害を防ぐため、佐方地区の急傾斜地対策整備を促進し、市民の安全な生活の確保に努めます。
- 被災時における地区の防災拠点となるコミュニティ防災拠点について、防災活動に必要な設備等の整備を図ります。
- 大規模火災発生時の延焼防止、災害発生時の避難・運送等重要な役割を担う道路・公園等の都市基盤施設について、既存施設の機能強化を推進します。
- 洪水・高潮等による災害を防止するため、河川の適切な維持管理を図ります。

まちづくり方針図（中央西部地域）

・自然に囲まれた住環境の保全



| | | |
|--|--|---|
| 商業業務地区 | 保全区域 | 国道 |
| 商業交流地区 | 森林区域 | 県道 |
| 沿道サービス地区 | 農業区域 | 未供用部分 |
| 低層専用住居地区 | 集落区域 | ⊗ 小学校 |
| 中低層専用住宅地区 | 特定区域（候補） | ⊗ 中学校 |
| 住居系市街地地区 | 市街地の区域 | 文 高等学校 |
| 住商調和地区 | 自然公園区域 | |
| 工業集積地区 | | |
| 住工調和地区 | | |

(3) 中央北部地域

ア 地域の概況

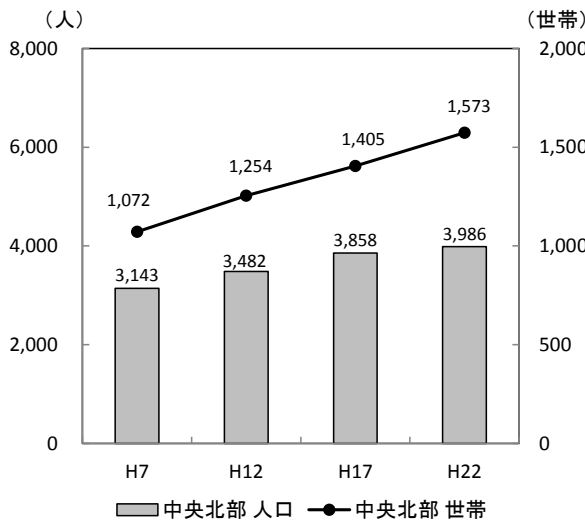
中央北部地域は、山陽本線以北の市街地、山地等で構成される地域です。東端は山陽自動車道の龍野西インターチェンジに接し、西端は播磨科学公園都市に通ずる主要地方道相生宍粟線と国道2号が交わっています。中央部には都市拠点として位置づけた、市の玄関口である相生駅が立地するという交通結節点となっています。

市街地の大半は、土地区画整理事業によって整備された住宅地で、道路、公園の整備状況は良好であり、国道2号沿道には、ロードサイド型施設が立地しています。

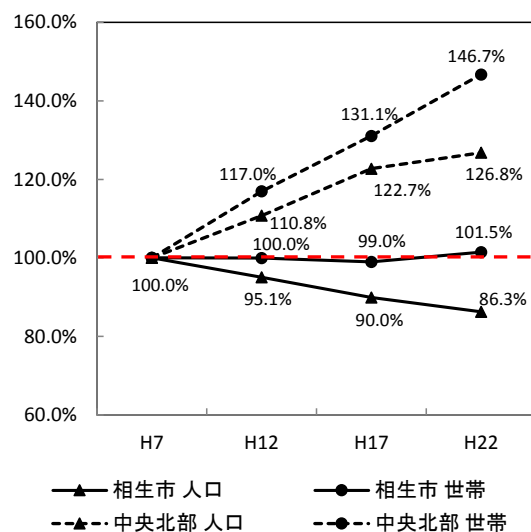
平成22年の人口は3,986人、世帯数は1,573世帯です。平成7年以降、人口・世帯数とも増加傾向にあります。

平成22年の年齢別の人口の構成は、年少人口が16.8%、生産年齢人口が65.3%、老年人口が17.9%と、全市と比較して年少・生産年齢人口の割合が大きく、高齢者の割合は小さくなっています。

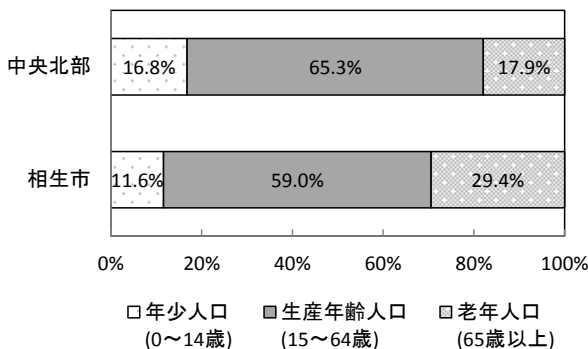
地域の人口と世帯数の推移



人口と世帯数の変化率 (全市との比較)



年齢3区分別人口の割合 (平成22年) (全市との比較)



出典：国勢調査

イ 住民意識

自然、緑の豊かさについての満足度が全般的に高くなっています。日常生活の利便性については項目によって差があり、買物の便利さが低く、道の歩きやすさ、幹線道路の走りやすさは高くなっています。自然、緑の豊かさについては、山、海、河川などの自然の豊かさと田園の緑の豊かさは高いですが、まちなみの美しさについては評価が分かれています。

公共施設の整備状況についての評価は、公園、遊び場の整備状況が高く、医療・福祉施設、文化・スポーツ施設が低い状況にあります。

ウ まちづくりの課題

- ・ 国道 2 号、主要地方道相生穴栗線沿道の未利用地の活用を図ることが必要です。
- ・ 交通利便性の良い相生駅北側住宅地における未利用地の有効活用が必要です。
- ・ 土地区画整理事業によって整備された住宅地を、宅地としての利用促進を図ることが必要です。

エ まちづくりのテーマ

交通利便性の高い良好な複合市街地のまちづくり

相生駅、幹線道路に近い交通利便性と整備された都市基盤を活かして、商業・サービス施設や住宅、工業施設など多様な機能が適切に配置された、便利で良好な複合市街地のまちづくりを進めます。

オ まちづくりの方針

(ア) 土地利用

a 市街化区域

【商業交流地区】

- 相生駅周辺においては、駅前の利便性を活かして、事務所等の業務施設や生活サービス施設等を誘導し、土地の有効利用を促進するとともに、駅周辺の秩序とにぎわいのあるまちづくりを推進します。

【低層専用住宅地区・中低層専用住宅地区・住居系市街地地区】

- 相生駅北側において質の高い住宅地を形成するため、空き地、農地などの適切な維持管理と有効活用を促進します。
- 住民による良好な住環境創出のための取り組みを支援します。

【住工調和地区】

- 駅北東部工業団地やまとまった未利用地などについて、周辺の住環境との調和に配慮しつつ、工業施設、物流施設等の立地誘導、操業環境の整備を図ります。

【主要道路沿い】

- 国道2号沿道の低・未利用地を活用して、沿道サービス施設、産業施設等の立地を誘導します。

b 市街化調整区域

【森林区域】

- 市街地背後の森林については、無秩序な開発を防止し、貴重な自然環境の保全を図り、緑と調和した良好な環境の形成を進めます。

【農業区域】

- 優良な農地の保全と農業生産環境の整備を図ります。

【特定区域】

- 国道2号と主要地方道相生穴栗線交差点の北西部については、交通の要所であることから周辺環境との調和に配慮しつつ、商業業務施設、産業施設等の誘致を推進し、地域の活性化を図ります。
- 池之内交差点の北東部の国道2号とゴルフ場間の区域については、主要幹線道路沿いであることから、周辺環境との調和に配慮しつつ、幹線道路利用者の利便性向上や地域活性化のために沿道サービス施設の誘致を推進します。
- 大門交差点の北西部の国道2号とゴルフ場間の区域については、山陽自動車道のインターチェンジに近接する物流の利便性の高い地域であることから、周辺環境との調和に配慮しつつ、産業施設等の誘致を推進します。

(イ) 都市施設等

a 公共施設

- 相生スポーツセンターについては、既存施設の維持管理と利用しやすい環境整備に取り組むなどスポーツ拠点としての機能強化を図ります。

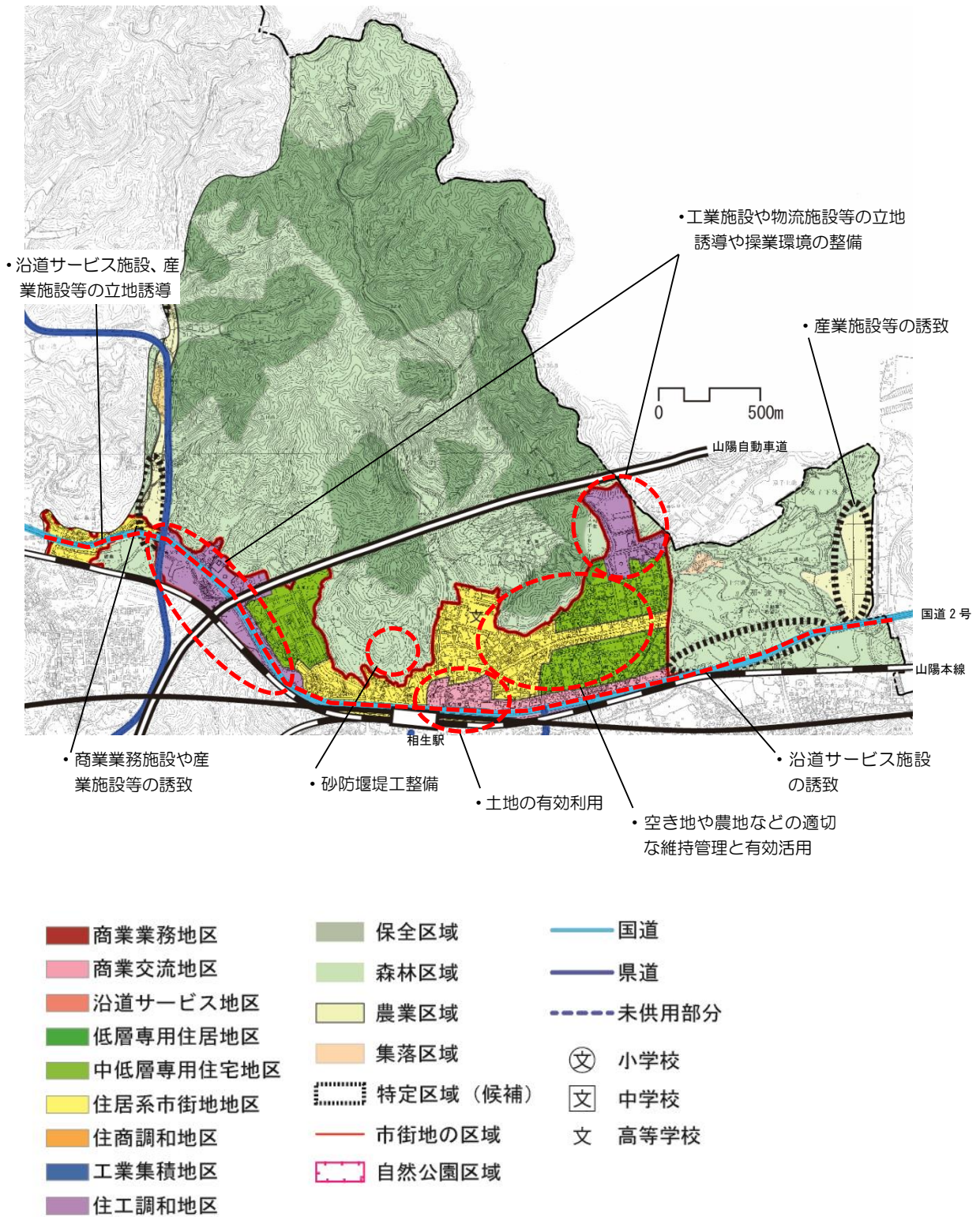
b 道路

- 道路施設や橋梁等の長寿命化など、適切な維持管理を図ります。
- 通学路の交通安全施設の整備など、安全性の向上を図ります。

(ウ) 安全・安心

- 地域の公園、広場等のコミュニティ防災拠点については、防災活動に必要な設備等の整備を図ります。
- 土砂災害の危険な箇所について、避難体制等のソフト対策を行います。
- 菅原地区においては、砂防堰堤工整備を促進し、上流から流れてくる土砂や流木を捕捉し、下流の市民生活を土石流災害から守ります。
- 大規模火災発生時の延焼防止、災害発生時の避難・運送等重要な役割を担う道路・公園等の都市基盤施設について、既存施設の機能強化を推進します。
- 洪水による災害を防止するため、河川等の適切な維持管理を図ります。

まちづくり方針図（中央北部地域）



(4) 南部地域

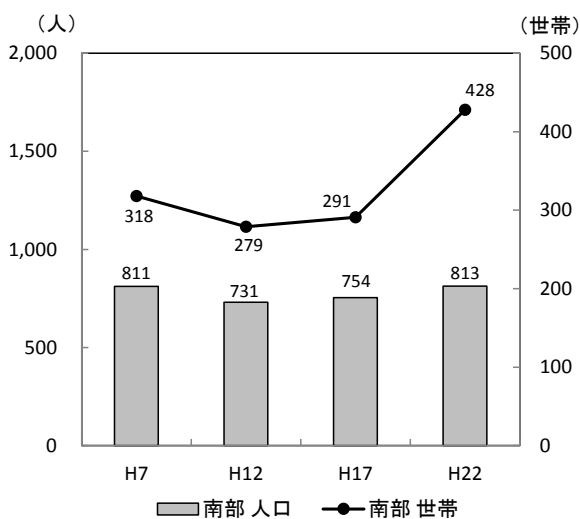
ア 地域の概況

南部地域は、相生湾沿いの工業地域及び湾南部の農業・漁業集落と、その周辺の起伏が大きな山地から構成されており、生産系機能に特化した地域となっています。相生湾とその両側に位置する山地部については、海と山が一体となった自然環境・景観を保全すべき地域です。

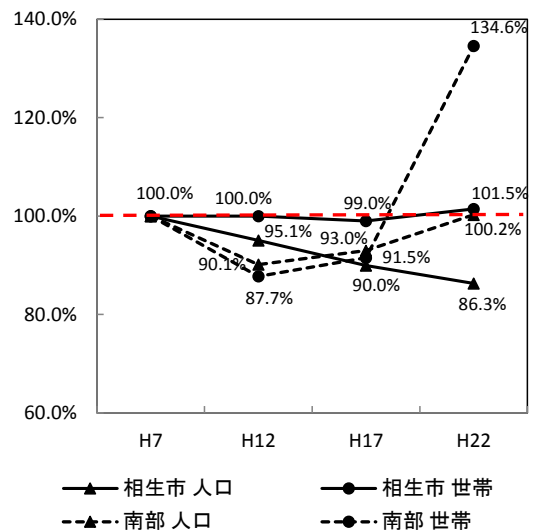
平成22年の人口は813人、世帯数は428世帯です。ただし、平成17年以降は桜ヶ丘町の(株)IHI単身者寮によって、人口・世帯数ともに急増しています。なお、この影響を除くと、人口・世帯数とも平成7年から12年にかけては減少傾向にあったものの、平成12年以降は横ばいの傾向となっています。

平成22年の年齢別の人口の構成は、年少人口が6.6%、生産年齢人口が63.8%、老年人口が29.6%と、全市と概ね同じ割合となっています。

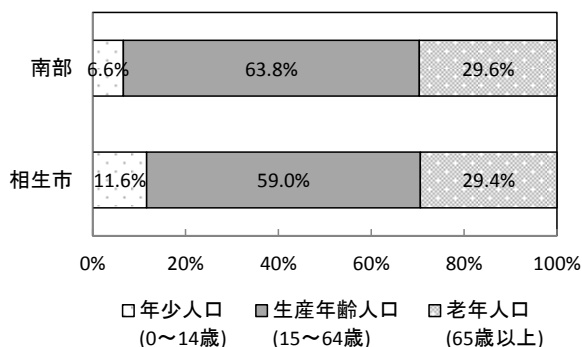
地域の人口と世帯数の推移



人口と世帯数の変化率
(全市との比較)



年齢3区分別人口の割合 (平成22年)
(全市との比較)



出典：国勢調査

イ 住民意識

自然や緑の豊かさ、地域コミュニティについての満足度が高くなっています。特に山や海、河川などの自然の豊かさ、田園の緑の豊かさへの評価が高くなっており、周辺の緑と調和した集落環境等が高く評価されているものと考えられます。

日常生活の利便性については、項目によって差があり、買物の便利さ、バス・電車などの便利さが低く、幹線道路の走りやすさが高くなっています。

公共施設の整備状況、まちの安全性については、全般的に満足度が低い状況にあり、改善を求める人が多いと考えられます。

ウ まちづくりの課題

- ・ 臨海部の工業集積地区では、既存の事業所の維持が必要です。
- ・ 万葉岬の景勝地、牡蠣などの水産物を活かした、観光・交流機能の強化が必要です。
- ・ 公共交通など地域住民の移動手段の確保が必要です。
- ・ 瀬戸内海国立公園をはじめとして、田園を含めた自然環境の保全が必要です。
- ・ 人口減少、高齢化が進むなかで地域コミュニティ維持のための取り組みが必要です。

エ まちづくりのテーマ

自然、産業、暮らしなど多様な魅力のある海辺のまちづくり

海沿いの立地特性を活かしながら、海、山の豊かな自然環境や相生市の活力を牽引する工業地、海辺の集落など、相生市ならではの多様な魅力が感じられるまちづくりを進めます。

オ まちづくりの方針

(ア) 土地利用

a 市街化区域

【工業集積地区】

- ・相生湾に面する大規模事業所と東部工業団地について、既存事業所の維持・振興及び操業環境の充実を図ります。

b 市街化調整区域

【保全区域】

- ・瀬戸内海国立公園に指定されている海・山の優れた自然環境の保全を図ります。
- ・万葉の岬は、自然環境との調和に配慮しつつ、豊かな自然を活かした景勝地として観光・交流の活用を進めます。

【森林区域】

- ・森林については、無秩序な開発を抑制し、豊かな自然環境の保全に努めます。

【農業区域】

- ・優良な農地の保全と農業生産環境の整備を図ります。

【集落区域】

- ・住環境の維持を図るとともに、漁業集落の魅力を活かした観光・交流の取り組みを進めていきます。

【特定区域】

- ・野瀬地区の公共公益施設が集積する区域については、今後も公共公益施設が集積する地区としての環境を維持します。

(イ) 都市施設等

a 道路

- 国道250号は通学路でもあるため、歩行者用空間の確保・整備を促進し安全の確保を図ります。
- 生活道路の改良、通学路の交通安全施設の整備など、安全性の向上を図ります。

b 公共交通

- 公共交通空白地域においては、地域住民の移動手段を確保します。

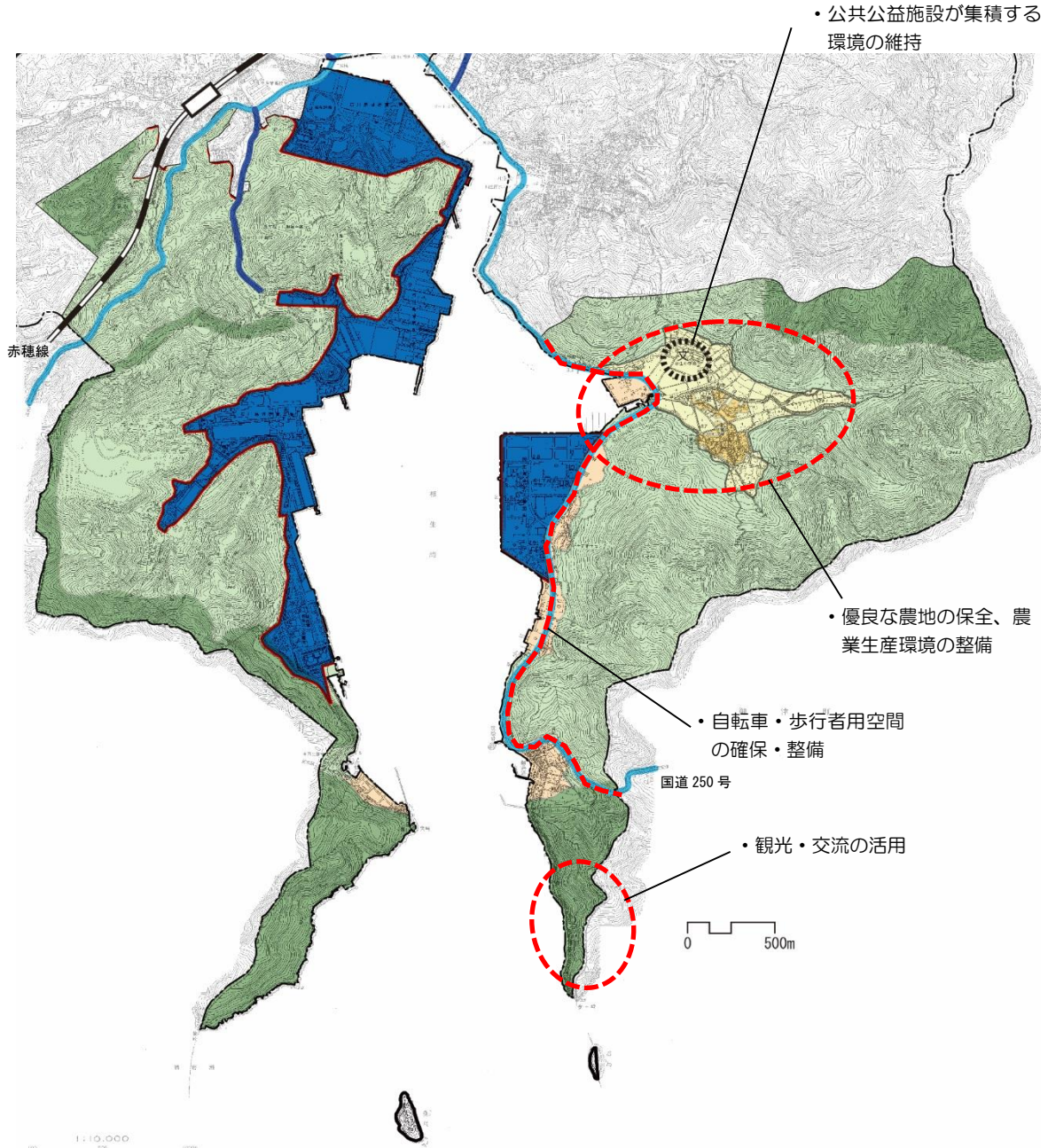
c 下水道

- 下水管理センター（終末処理施設）の長寿命化を図ります。

(ウ) 安全・安心

- 地域の公園、広場等のコミュニティ防災拠点については、防災活動に必要な設備等の整備を図ります。
- 土砂災害の危険な箇所について、避難体制等のソフト対策を行います。
- 大規模火災発生時の延焼防止、災害発生時の避難・運送等重要な役割を担う道路・公園等の都市基盤施設について、既存施設の機能強化を推進します。
- 洪水・津波・高潮等による災害を防止するため、河川、港湾、海岸施設等の適切な維持管理を図ります。

まちづくり方針図（南部地域）



・公共施設が集積する
環境の維持

・優良な農地の保全、農
業生産環境の整備

・自転車・歩行者用空間
の確保・整備

・観光・交流の活用

- | | | |
|-------------|------------|-----------|
| ■ 商業業務地区 | ■ 保全区域 | — 国道 |
| ■ 商業交流地区 | ■ 森林区域 | — 県道 |
| ■ 沿道サービス地区 | ■ 農業区域 | --- 未供用部分 |
| ■ 低層専用住居地区 | ■ 集落区域 | ⊗ 小学校 |
| ■ 中低層専用住宅地区 | ■ 特定区域（候補） | ⊠ 中学校 |
| ■ 住居系市街地地区 | — 市街地の区域 | 文 高等学校 |
| ■ 住商調和地区 | ■ 自然公園区域 | |
| ■ 工業集積地区 | | |
| ■ 住工調和地区 | | |

(5) 西部地域

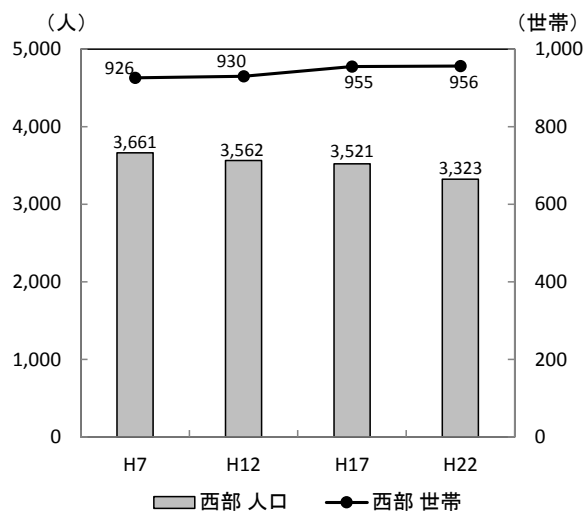
ア 地域の概況

西部地域は、国道2号沿いの農村地域とその周辺の森林から構成され、農業基盤整備が完了しています。日常生活に必要な機能の確保と農業の振興、自然環境を保全すべき地域です。特に八洞交差点付近には公共的サービス機能が集積しており、相生駅、中心市街地との連携する拠点となっています。

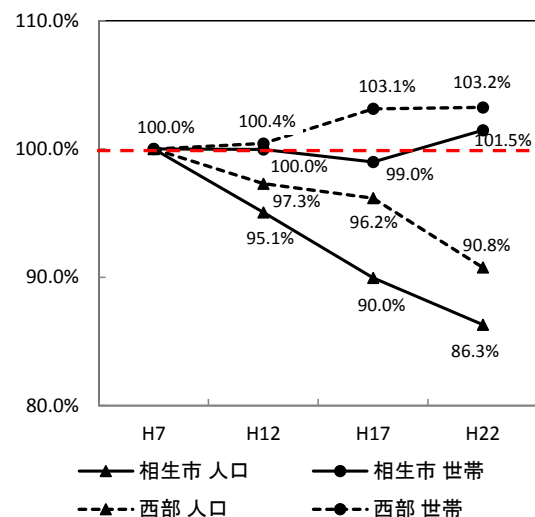
平成22年の人口は3,323人、世帯数は956世帯です。人口・世帯数とも平成7年以降ほぼ横ばいで推移しています。

平成22年の年齢別の人口の構成は、年少人口が11.0%、生産年齢人口が54.6%、老年人口が34.4%と、全市と比較して高齢者の割合が大きく、高齢化が進んでいます。

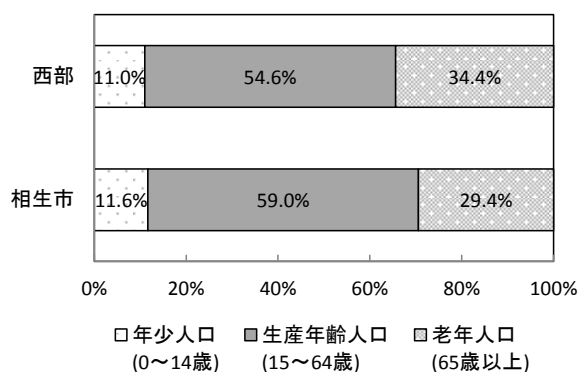
地域の人口と世帯数の推移



人口と世帯数の変化率 (全市との比較)



年齢3区分別人口の割合 (平成22年)
(全市との比較)



出典：国勢調査

イ 住民意識

自然や緑の豊かさ、地域コミュニティについての満足度が高くなっています。特に山、河川などの自然の豊かさ、田園の緑の豊かさへの評価が高くなっており、周辺の緑と調和した集落環境等が高く評価されているものと考えられます。

日常生活の利便性については、項目によって差があり買物の便利さ、バス・電車などの便利さが低く、幹線道路の走りやすさが高くなっています。

公共施設の整備状況、まちの安全性については、全般的に満足度が低い状況にあり、改善を求める人が多いと考えられます。

ウ まちづくりの課題

- ・ 田園環境の保全を図るとともに、日常生活に必要な機能の充実、都市拠点などとの交通利便性の向上が必要です。
- ・ 人口減少、高齢化が進む中で、地域コミュニティ維持のための取り組みや、地域住民の移動手手段の確保が必要です。

エ まちづくりのテーマ

農と住が調和した利便性のある暮らしやすいまちづくり

農業生産環境の整備、田園と集落の織り成す景観の保全を図りながら、幹線道路が通る交通の利点を活かした交流機能、日常生活を支える機能を補い、暮らしやすいまちづくりを進めます。

オ まちづくりの方針

(ア) 土地利用

a 市街化調整区域

【保全区域】

- ・優れた自然環境の維持を図ります。

【森林区域】

- ・森林については、無秩序な開発を抑制し、豊かな自然環境の保全に努めます。
- ・野生動物とのすみ分けを図るため、県民緑税を活用した野生動物共生林整備等を図ります。

【農業区域】

- ・優良な農地の保全と農業生産環境の整備を図ります。
- ・交通アクセスの良い田園環境という特徴を活かして、観光農業や体験活動など、都市農村交流の取り組みを支援します。

【集落区域】

- ・特別指定区域内で、地縁者や新規居住者の定住を促進します。
- ・コミュニティの維持、元気な集落づくりの一環として、地域活動との連携を図りながら、U I Jターン者の支援を進めます。

【特定区域】

- ・国道2号八洞交差点付近については、学校、郵便局など公共的サービス機能と生活利便施設が集積しているため、こうした施設の維持を図るとともに、住環境の保全を図ります。また、優良農地と調整を図りつつ、交流の場の創出、農業の6次産業化促進のための施設等を誘導し、地域の拠点としての機能の充実を図ります。
- ・主要地方道相生穴栗線沿いの工業施設等の隣接区域については、周辺環境との調和に配慮しつつ、産業の活力を図るため、工業施設等の誘致を推進します。

- ・若狭野町若狭野及び雨内地区の病院・高齢者福祉施設、障害者福祉施設等が集積する区域については、今後も医療・福祉施設が集積する地区としての環境を維持します。

(イ) 都市施設等

a 道路

- ・国道2号の拡幅による交通混雑の解消と、安全で円滑な交通の確保を進めます。
- ・生活道路の改良、通学路の交通安全施設の整備など、安全性の向上を図ります。

b 公共交通

- ・西部・北部地域と中央中部地域とを結ぶ公共交通の利便性の向上を図ります。

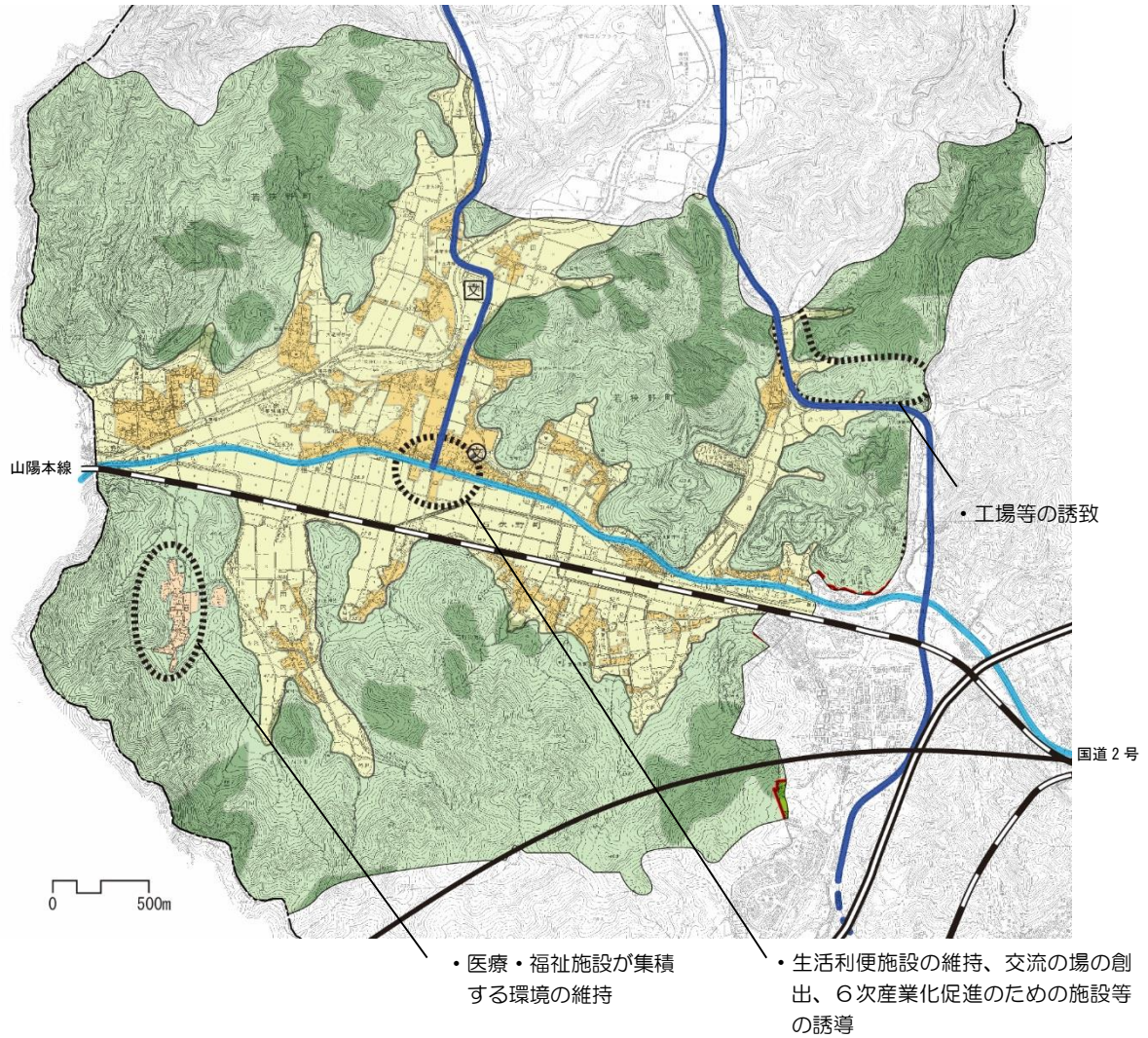
c 下水道

- ・下水道施設の長寿命化を図ります。

(ウ) 安全・安心

- ・被災時における地区の防災拠点となるコミュニティ防災拠点については、防災活動に必要な設備等の整備を図ります。
- ・土砂災害の危険な箇所について、避難体制等のソフト対策を行います。
- ・大規模火災発生時の延焼防止、災害発生時の避難・運送等重要な役割を担う道路・公園等の都市基盤施設について、既存施設の機能強化を推進します。
- ・洪水等による災害を防止するため、河川等の適切な維持管理を図ります。

まちづくり方針図（西部地域）



- | | | |
|-------------|------------|-----------|
| ■ 商業業務地区 | ■ 保全区域 | — 国道 |
| ■ 商業交流地区 | ■ 森林区域 | — 県道 |
| ■ 沿道サービス地区 | ■ 農業区域 | --- 未供用部分 |
| ■ 低層専用住居地区 | ■ 集落区域 | ⊗ 小学校 |
| ■ 中低層専用住宅地区 | ■ 特定区域（候補） | ⊠ 中学校 |
| ■ 住居系市街地地区 | — 市街地の区域 | 文 高等学校 |
| ■ 住商調和地区 | ■ 自然公園区域 | |
| ■ 工業集積地区 | | |
| ■ 住工調和地区 | | |

(6) 北部地域

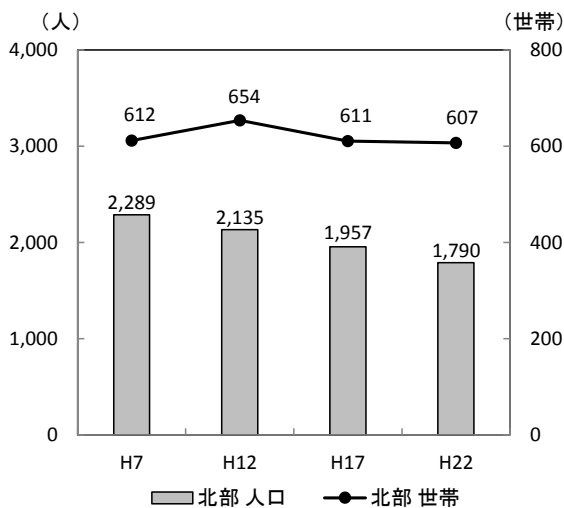
ア 地域の概況

北部地域は、大部分が森林で形成されている自然環境に恵まれた広大な地域で、谷筋に小規模な農村集落が点在する地域です。また、羅漢の里やふるさと交流館などの交流施設が存在しています。主要地方道相生穴栗線と主要地方道姫路上郡線が交差する重要な交通の要所となっています。

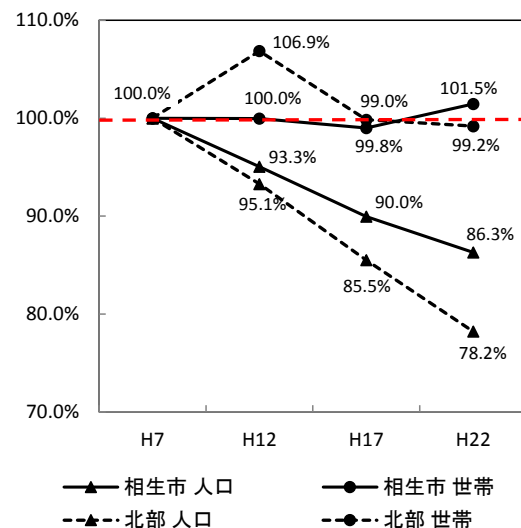
平成22年の人口は1,790人、世帯数は607世帯です。平成7年以降、人口は減少傾向にあり、世帯数はほぼ横ばいで推移しています。

平成22年の年齢別の人口の構成は、年少人口が7.2%、生産年齢人口が53.6%、老年人口が39.2%と、全市と比較して年少人口の割合が小さく、高齢者の割合が大きく、高齢化が進んでいます。

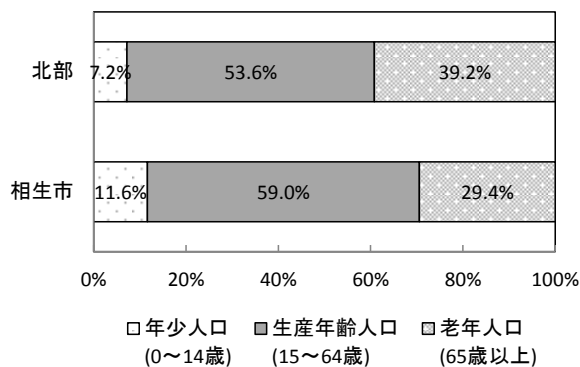
地域の人口と世帯数の推移



人口と世帯数の変化率
(全市との比較)



年齢3区分別人口の割合 (平成22年)
(全市との比較)



出典：国勢調査

イ 住民意識

自然や緑の豊かさ、地域コミュニティについての満足度が高くなっています。特に山、河川などの自然の豊かさ、田園の緑の豊かさへの評価が高くなっており、周辺の緑と調和した集落環境等が高く評価されているものと考えられます。

日常生活の利便性については、項目によって差があり、買物の便利さ、バス・電車などの便利さが低く、道の歩きやすさ、幹線道路の走りやすさが高くなっています。

公共施設の整備状況、まちの安全性については、全般的に満足度が低い状況にあり、改善を求める人が多いと考えられます。

ウ まちづくりの課題

- ・交通の要所を活かした住民のための拠点づくりが必要です。
- ・西播丘陵県立自然公園をはじめとして、田園を含めた自然環境の保全が必要です。
- ・豊かな自然環境を活かした、観光・交流機能の強化が必要です。
- ・人口減少、高齢化が進む中で、地域コミュニティ維持のための取り組みや、地域住民の移動手段的確保が必要です。

エ まちづくりのテーマ

豊かな自然環境や集落の魅力を活かした交流のまちづくり

田園・森林の豊かな自然環境を保全しながら、日常生活に必要な機能を補うとともに、都市農村交流を促進し、地域内外の人が豊かな自然環境、集落の魅力を感じ、住み続けたい、訪れたいと思うまちづくりに取り組みます。

オ まちづくり方針

(ア) 土地利用

a 市街化調整区域

【保全区域】

- ・西播丘陵県立自然公園に指定されている優れた自然環境の保全を図ります。
- ・羅漢の里、ふるさと交流館などにおいて、自然に親しめる観光・レクリエーション空間としての活用を進めます。

【森林区域】

- ・森林については、無秩序な開発を抑制し、豊かな自然環境の保全に努めます。
- ・野生動物とのすみ分けを図るため、県民緑税を活用した野生動物共生林整備等を図ります。

【農業区域】

- ・優良な農地の保全と農業生産環境の整備を図ります。
- ・豊かな自然に囲まれた田園環境という特徴を活かして、観光農業や体験活動など、都市農村交流の取り組みを支援します。

【集落地域】

- ・特別指定区域内で、地縁者や新規居住者の定住を促進します。
- ・コミュニティの維持、元気な集落づくりの一環として、地域活動との連携を図りながら、U I Jターナー者の支援を進めます。

【特定区域】

- ・交流連携軸として位置付けられている主要地方道相生穴栗線と主要地方道姫路上郡線の交差点部周辺については、地域住民にとってアクセスがよく地域内外の人々の交流も見込まれる場所であるため、優良農地と調整を図りつつ、地域コミュニティの維持、地域住民の日常生活を支える拠点としての施設整備の誘導を促進します。

- ・ 瓜生地区の既存工業施設の隣接区域については、地域の産業活力を図るため、工業施設等の誘致を推進します。

(イ) 都市施設等

a 道路

- ・ 生活道路の改良、通学路の交通安全施設の整備など、安全性の向上を図ります。

b 公共交通

- ・ 公共交通不便地域においては、地域住民の移動手段を確保します。

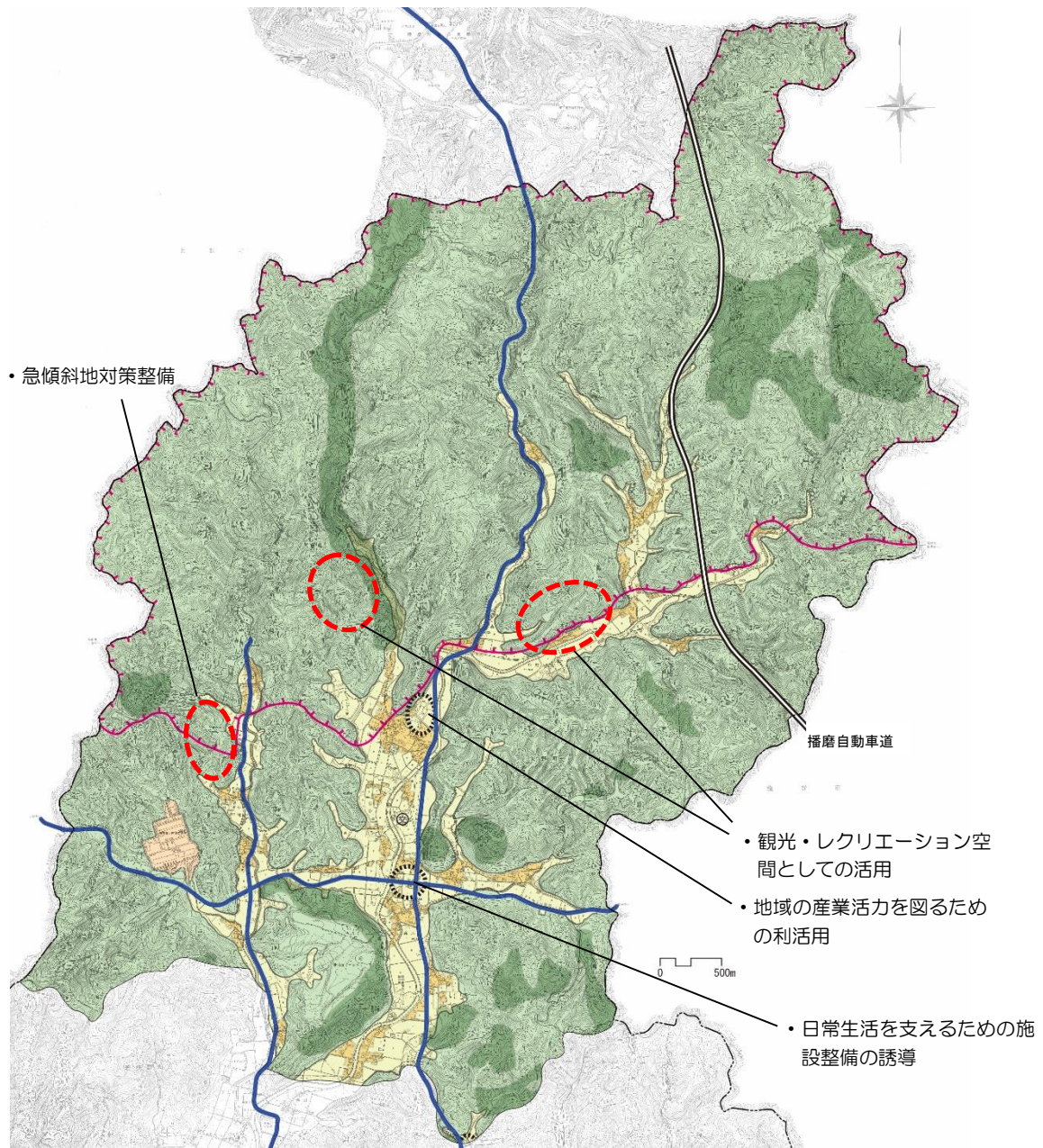
c 下水道

- ・ 下水道施設の長寿命化を図ります。

(ウ) 安全・安心

- ・ 降雨や地震などに伴って発生するがけ崩れ災害を防ぐため、小河地区の急傾斜地対策整備を促進し、市民の安全な生活の確保に努めます。
- ・ 被災時における地区の防災拠点となるコミュニティ防災拠点については、防災活動に必要な設備等の整備を図ります。
- ・ 土砂災害の危険な箇所について、避難体制等のソフト対策を行います。
- ・ 大規模火災発生時の延焼防止、災害発生時の避難・運送等重要な役割を担う道路・公園等の都市基盤施設について、既存施設の機能強化を推進します。
- ・ 洪水等による災害を防止するため、河川の適切な維持管理を図ります。

まちづくり方針図（北部地域）



- | | | |
|--|---|---|
| 商業業務地区 | 保全区域 | 国道 |
| 商業交流地区 | 森林区域 | 県道 |
| 沿道サービス地区 | 農業区域 | 未供用部分 |
| 低層専用住居地区 | 集落区域 | ⊗ 小学校 |
| 中低層専用住宅地区 | 特定区域（候補） | ⊗ 中学校 |
| 住居系市街地地区 | 市街地の区域 | 高等学校 |
| 住商調和地区 | 自然公園区域 | |
| 工業集積地区 | | |
| 住工調和地区 | | |

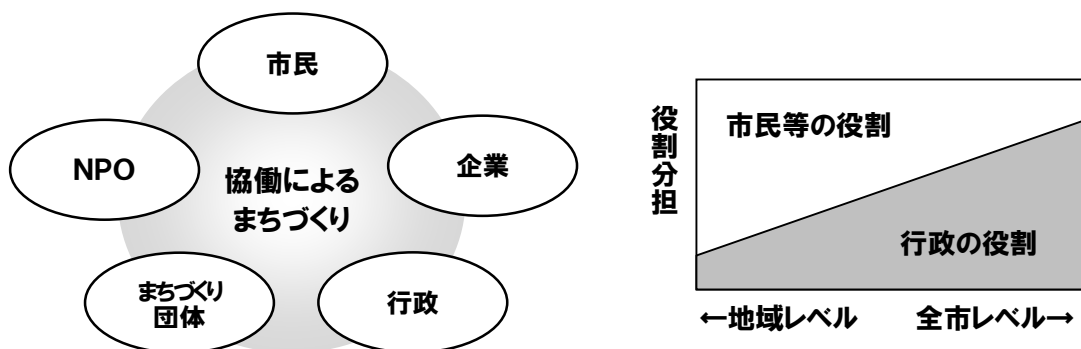
第4 都市づくりの推進方策

1 協働によるまちづくりの推進

(1)まちづくりの役割

まちづくりの主役はそこで生活する市民であり、愛着と誇りを持てるまちをつくりあげていくためには、「自分たちで相生市をより良いまちにしていきたい」という意識のもと、市民自らが自分たちの住むまちへの関心を高め、主体的にまちづくりに取り組んでいく必要があります。

これからの相生市のまちづくりは、相生市自治基本条例第4条の基本理念に基づき、市民等（市民・市内企業に勤務する人・企業・NPO・まちづくり団体等）・行政が役割を分担し、協働してまちづくりを進めていきます。



| | |
|--------|--|
| 市民等の役割 | <ul style="list-style-type: none"> 市民は、まちづくりの主役として、その地域のあり方やまちづくりへの理解を深めます。 地域特性に応じた良好な都市環境の形成に向けて、地域社会活動等に積極的に参画します。 |
| 行政の役割 | <ul style="list-style-type: none"> 住民に最も身近な自治体として、市民等への情報提供や市民主体のまちづくり活動の支援、市民等の参画の仕組みづくりなどを進めます。 都市計画に関する事業の決定や見直し、都市基盤整備など、行政でなければできない取り組みを担います。 |

(2)都市計画マスタープランの周知

まちづくりや都市計画に対する市民や事業者の意識を高め、まちづくりへの参画を促すとともに、お互いに本市の目指すべき都市像を共有するため、本マスタープランの周知に努めます。

(3)まちづくりに関わる情報の提供

市民のまちづくりに対する意識の醸成や、市が抱える課題を共有するとともに、規制誘導に関わる制度など必要な情報の提供に努めます。

(4)市民発意のまちづくり制度の活用促進

市民が求める暮らしを実現するためには、そこに暮らす市民自らが地域の目指すべき都市像を共有し、その実現に向かって市民等や行政が協働してまちづくりを進めることが大切です。

今後、市民等・行政が協働・連携しながら、まちづくりに向けて、地域の合意形成に基づく制度（地区計画・特別指定区域等）の活用を進めます。

2 効率的な都市計画行政の推進

(1) 必要な個別計画の策定、見直し

本マスタープランによるまちづくりを推進するため、都市計画道路事業などの個別計画について、今後も引き続き策定、見直しを行います。

(2) 広域的な連携・協力体制の強化

骨格的な道路整備や拠点整備などの広域的な影響が想定される事業の実施にあたっては、市民等や市の連携だけでなく、国や県、周辺市町及び関係機関と必要な事項について協議するなど、適切な連携のもとに施策の推進に努めます。

3 都市計画マスタープランの進行管理

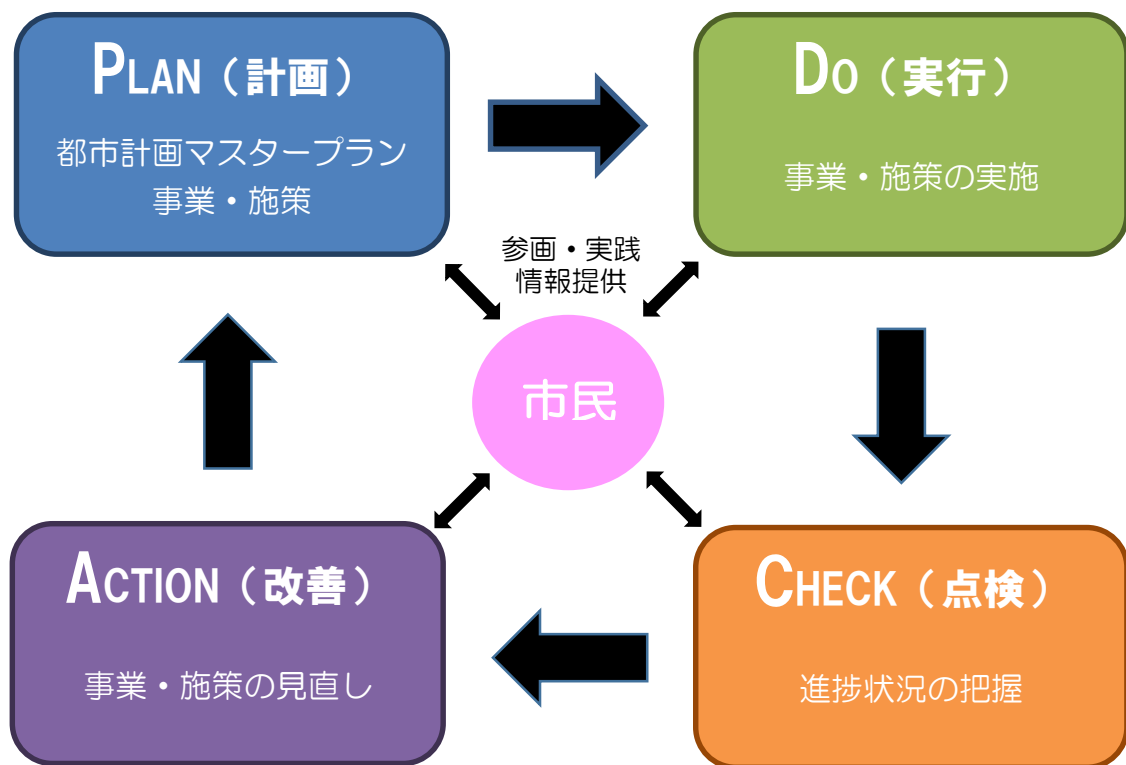
都市づくりは、長期的な見通しに立って取り組むものの、その目標の実現には時間を要するものがあります。本計画は、おおむね20年後の都市の姿を展望し、都市計画の基本的な方針を示すものです。

都市計画の中で、短期的にその効果が現れるものもありますが、一方では息の長い取り組みが必要とされており、その間に社会情勢等が変化する可能性があり、目標を実現していく過程で適正に進行管理し、進捗状況を明らかにするとともに、必要に応じて、見直し

を含む適切な政策判断を行う必要があります。

そのために、計画（Plan）を、実行（Do）に移し、その結果・成果を点検（Check）、改善（Action）し、次の計画（Plan）へとつなげていくPDCAサイクルによる進行管理を行い、計画の実効性を高めます。

PDCA（計画—実行—点検—改善）サイクルイメージ



発行／平成 29 年 3 月

発行者／兵庫県相生市

〒678-8585

兵庫県相生市旭一丁目 1 番 3 号

TEL : 0791-23-7135

FAX : 0791-23-2741

編集／建設農林部都市整備課
